

平成 2 8 年 第 1 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会
会 議 録

平成 2 8 年 3 月 1 日 開会

1 8 日 間

平成 2 8 年 3 月 1 8 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成28年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成28年3月1日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番	井上昭司	2番	関口ほづみ
3番	徳丸幸夫	4番	浅野利夫
5番	清井浩	6番	田中博治
7番	山形研介		

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

5番	清井浩	6番	田中博治
----	-----	----	------

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長	松村典英	主査	井ノ本純一
----	------	----	-------

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

副村長	吉田裕彦	教育長	矢倉龍男
人事財政課長	菊井佳宏	会計管理者兼 総務課長	中野光二
住民課長	池西昌夫	健康福祉課長	和田博幸
健康福祉課参事	西口美和	まちづくり課長	森田洋文
理事	高橋昭二	施設整備課長	赤阪秀樹
理事	西川浩和	理事	松本賢一
教育課長	北浦秀明		

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

日程第 4 議案第 7号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

日程第 5 議案第 8号 千早赤阪村行政不服審査会条例制定について

- 日程第 6 議案第 9 号 千早赤阪村男女共同参画推進条例制定について
- 日程第 7 議案第 10 号 千早赤阪村税特別措置条例制定について
- 日程第 8 議案第 11 号 千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定について
- 日程第 9 議案第 12 号 千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等廃止について
- 日程第 10 議案第 13 号 千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 11 議案第 14 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 日程第 12 議案第 15 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 13 議案第 16 号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正について
- 日程第 14 議案第 17 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 15 議案第 18 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正について
- 日程第 16 議案第 19 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 17 議案第 20 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 18 議案第 21 号 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 22 号 千早赤阪村立郷土資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 20 議案第 23 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 21 議案第 24 号 平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 22 議案第 25 号 平成 27 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 23 議案第 26 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計予算について
- 日程第 24 議案第 27 号 平成 28 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に

ついて

日程第 25 議案第 28 号 平成 28 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算につ
いて

日程第 26 議案第 29 号 平成 28 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
について

日程第 27 議案第 30 号 平成 28 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算につ
いて

日程第 28 議案第 31 号 平成 28 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算
について

日程第 29 議案第 32 号 平成 28 年度千早赤阪村水道事業会計予算について

午前10時00分 開会

○井上議長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第1回千早赤阪村議会定例会の開会をいたします。

まず、本日は松本村長につきましては、体調不良により欠席でございます。

まず初めに、2月25日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

清井議会運営委員長。

○清井議会運営委員長 去る2月25日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程予定議案についての審議方法を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は議事日程のとおり、議案第7号から議案第32号までの26議案でございます。

審議方法は、議案第12号、議案第21号及び議案第22号を1議案ごとに本会議において審議することに決しております。議案第7号から議案第11号、議案第13号から議案第20号、議案第23号から議案第25号の16議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。なお、議案第7号及び議案第8号、議案第14号から議案第17号、議案第21号から議案第22号はそれぞれ一括議題といたします。議案第26号から議案第32号の平成28年度予算7議案については、村長の村政運営方針、各会計の概略説明を受け、総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。また、新庁舎関係事業等につきましては、庁舎建設特別委員会を設置し、審議することに決しております。

以上、報告といたします。

なお、今期定例会の会期は本日3月1日から3月18日までの18日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○井上議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番清井議員、6番田中議員を指名いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日3月1日から18日までの18日間といたしたいと思ひます。
これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よつて、本定例会の会期は本日3月1日から18日までの18日間と決しました。

お諮りいたします。

本日の会議は、これで延会したいと思ひます。これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よつて、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。

午前10時04分 延会

平成28年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成28年3月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番	井上昭司	2番	関口ほづみ
3番	徳丸幸夫	4番	浅野利夫
6番	田中博治	7番	山形研介

4. 欠席議員

5番 清井 浩

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長	松本昌親	教育長	矢倉龍男
人事財政課長	菊井佳宏	会計管理者兼 総務課長	中野光二
住民課長	池西昌夫	健康福祉課長	和田博幸
健康福祉課参事	西口美和	まちづくり課長	森田洋文
施設整備課長	赤阪秀樹	理事	西川浩和
理事	松本賢一	教育課長	北浦秀明

7. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 諸報告

日程第 3 議案第 7号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例について

日程第 4 議案第 8号 千早赤阪村行政不服審査会条例制定について

日程第 5 議案第 9号 千早赤阪村男女共同参画推進条例制定について

日程第 6 議案第10号 千早赤阪村税特別措置条例制定について

日程第 7 議案第11号 千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定について

日程第 8 議案第12号 千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等廃止につ
いて

- 日程第 9 議案第 13 号 千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 10 議案第 14 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 日程第 11 議案第 15 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 12 議案第 16 号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正について
- 日程第 13 議案第 17 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 14 議案第 18 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正について
- 日程第 15 議案第 19 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 16 議案第 20 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第 17 議案第 21 号 千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定について
- 日程第 18 議案第 22 号 千早赤阪村立郷土資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 19 議案第 23 号 平成 27 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 8 号）について
- 日程第 20 議案第 24 号 平成 27 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 21 議案第 25 号 平成 27 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 22 議案第 26 号 平成 28 年度千早赤阪村一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 27 号 平成 28 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 28 号 平成 28 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 29 号 平成 28 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について

- 日程第 26 議案第 30 号 平成 28 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 31 号 平成 28 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について
- 日程第 28 議案第 32 号 平成 28 年度千早赤阪村水道事業会計予算について

午前10時00分 開議

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は6名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第1回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

なお、清井議員より本日の会議の欠席届が提出されておりますので御報告いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 皆さん、おはようございます。

初めに、今議会3月1日やったんでございますが、私の不注意によりましてインフルエンザのB型と診断されまして、皆さんにいろいろと御迷惑をかけました。まことに申しわけないと思っておりますし、以後こういうことがないように努力をするつもりでございますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、平成28年度予算でございますが、国の予算は3月末には議会通過ということがきっちり決まったわけでございますが、私どもも、おくれればせながら本日、28年度の予算の提案をさせていただくわけでございますが、御存じのとおりでございますけれども庁舎の実施設計が28年から始まりますし、それからビジターセンターもかなり進捗しているというところでございまして、今、私どもの村、今まで何にもせえへんのかいとか、あるいは建物も何もせんでどないなつてんねんというふうな話を皆さんからいろいろ聞きましたが、少しずつ動き出してきたのかなとそういうふう思います。

それからまた、香楠荘でございます。香楠荘とロープウェイでございますが、信越索道さんに4月1日から運営していただくということになりましたので、日本各地でロープウェイあるいはスキー場その他でケータリングその他をやっておいででございますので、信越さんのノウハウをいただきながら、今までより元気のある金剛山にしていきたいと考えております。

そういうところでございまして、この予算はこれから千早赤阪村の改革と申しますか、今よく言われておりますイノベーションの初年度というふうな気持ちで精いっぱい取り組みたいと思っております。また、ぜひ皆さんの御協力をいただきながら、少しでもきょうよりあした、あしたよりあさつと、少しずつ村がよくなっていく姿を住民さんにも見ていただけるよう精いっぱい努力いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げ、簡単ですが御挨拶といたします。本日はどうもありがとうございます。

~~~~~

○井上議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、7番山形議員を追加指名いた

します。

~~~~~

○井上議長 議事日程第2、諸報告に入ります。

南河内環境事業組合議会の徳丸議員から、組合議会定例会の経過報告がございます。

徳丸議員。

○徳丸議員 報告を申し上げます。

去る平成28年2月12日、第1回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。

付議案件につきましては、報告3件、当初予算1件、諸報告1件でありました。

諸報告は、それぞれ承認されました。

議案第1号平成28年度の南河内環境事業組合の一般会計予算が計上され、歳入歳出予算総額を22億8,515万4,000円とするもので、これも原案のとおり可決されました。

なお、千早赤阪村の当組合に対する分担金は6,024万8,000円ございましたので、報告をさせていただきます。

最後に、第2清掃工場の大規模改修の必要性について報告があり、原案どおり承認されましたので御報告をしておきます。

なお、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、特に問題はなかったとのことございましたので、あわせて報告しておきます。

以上でございますが、なお詳しい資料につきましては事務局に保管しておりますのでごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○井上議長 続きまして、2月22日に実施いたしました議員会派合同研修について、山形議員から研修報告をいただきます。

山形議員。

○山形議員 平成28年度2月22日、議員会派合同視察研修として五條市食肉処理加工施設を視察研修を実施いたしましたので、ここに御報告いたします。

五條市は、柿の生産量日本一の町として全国へのPRを図り、同産業の発展を狙う都市です。視察を受けていただきましたのは五條市市役所産業環境部農林政策課です。

当日、課長の井上氏より食肉処理加工施設ができ上がるまでの説明を受けました。市は、柿の生産量では有名であるが、農林業の舞台となる山間地域ではイノシシや鹿の被害の深刻化に伴い、全国的にも拡大する有害鳥獣による農林業被害を食いとめるため、市は平成21年度に鳥獣被害防止計画を策定した。この計画に基づき、農作に被害を及ぼす鳥

獣を捕獲する檻、600檻を設置、自治体監視のもと捕獲、駆除、処理を行い、個体数等を調整しているほか、金網柵、電気柵などの設置により被害防止を行っている。その一例として、平成23年度のイノシシ、鹿の捕獲量は、市と猟友会員80名で720頭、その後、平成25年度から1頭につき猟友会員へ8,000円の懸賞金がつくようになったことから1200頭の捕獲量になり、平成27年度末では1,500頭までになった。

こうした取り組みによって、捕獲した大切な命をただ処分するのではなく生かす方法として、平成27年3月に過疎債を利用して加工施設としてジビエール五條を建設した。県内自治体初の食肉処理加工施設として本格的に動き出したのは平成27年度10月1日からである。販売としては、一般向けへの販路は大塔ふる里センター、市民生活協同組合ならコープなどで、イノシシや鹿の肉は日本料理との相性がよく活用範囲が広いため、市内のフランス料理店や和食レストラン等でジビエ料理を楽しんでいただいている。ジビエとは、鹿、イノシシが対象となり食用とする食肉のことを言う。

担当者の説明を聞き終え、加工施設へ移動する。市内から紀の川へ渡り、山へ30分の道のりで現場に着きました。そこで精肉加工の工程、流れについて説明を受けます。

初めに、捕獲したイノシシや鹿は、まず個体検査後清浄し、皮を剥ぎ、枝肉化される。2番目は、枝肉のうまみを引き出すために一定の期間冷蔵庫で熟成される。3番目は、熟成された枝肉の部位ごとに切り分け、部位に応じた適切な製品化を進める。4番目には、精肉されたものは真空パック後、マイナス20度以下に保たれた冷蔵庫で凍結保管される。そして、出荷を待つ。最後に5番目ですが、製品はこん包された冷凍状態を保ったまま発送される。こうした徹底した衛生管理と食品保証でおいしいジビエを提供されていることでした。

最後に、質疑応答では、千早赤阪村での捕獲したイノシシを処理いただくことはできませんかとの問いに対し、隣の橋本市からも要望があり、市長にお伝えしておきますとのことでした。学校給食にイノシシの肉を使っているのかとの問いに対し、現在子どもたちに喜んでもらっているということです。解体する人はどうして採用したかという問いに対し、業界から引き抜き、1名採用して、1日5頭の解体作業を行ってもらっているということです。

以上、質疑応答が終わり、午前10時から始まりました研修も午後0時30分で終了。担当者の皆様方へ心から感謝を申し上げ、昼食場所へ移りました。そこでジビエ料理をいただきました。大変おいしくいただきましたんですが、帰りしなのバスの中でございますけれども、できれば村にもこのような施設があればと思いながら有意義な研修ができました。

以上をもちまして報告を終わります。

○井上議長 ありがとうございます。

~~~~~

○井上議長 議事日程第3、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について及び議事日程第4議案第8号千早赤阪村行政不服審査会条例制定についての2議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第7号及び議案第8号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例及び行政不服審査会条例制定についてでございます。関連いたしますので一括して提案するものでございます。

これらの議案は、改正行政不服審査法が平成26年6月13日に公布され、平成28年4月1日から施行されることによる関係条例の整理及び制定を行うものでございます。

議案第7号は、法改正により公正性や利便性の向上、国民の権利、手段の充実、拡大を目的とし、新たに審理委員による審理の主宰、第三者機関による審査、審査請求期間の延長等が規定され、地方公共団体においても法の施行に際し必要な措置をとる必要があることから、関係条例の整理その他所要の改正を行うものでございます。

また、議案第8号は、同法第81条第1項の規定に基づき、第三者機関による審査として千早赤阪村行政不服審査会の設置及びその他の運営に関し必要な事項等を定めるため、条例制定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより2議案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて2議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第7号及び議案第8号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第5、議案第9号千早赤阪村男女共同参画推進条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第9号は、千早赤阪村男女共同参画推進条例制定についてでございます。

本議案は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、村、村民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与するため本条例を制定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第9号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第6、議案第10号千早赤阪村税特別措置条例制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第10号は、千早赤阪村税特別措置条例制定についてでございます。

本議案は、過疎地域自立促進法に基づく過疎地域及び地域再生法に基づく地域再生区域において、企業誘致対策の一つとして固定資産税の課税免除または不均一課税を適用することで企業が進出しやすい環境を整えるため、村税の特別措置条例を制定するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第10号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第7、議案第11号千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定について

を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第11号は、千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定についてでございます。

ふるさと納税制度につきましては、平成27年度の税制改正により所得税等の控除手続が簡略化され、他市町村でも積極的に運用されているところでございます。本村におきましても、本年4月からふるさと納税による寄附金の増額が図れるよう新たなシステム構築を行いますので、今後寄附金のより適正な運用管理を行うため基金を設置するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

徳丸議員。

○徳丸議員 第6条の(2)ですけれども、寄附者への地元特産品等の要点化、要するに景品でありますけれども、具体的にはどういうものを考えているのかを、従来どおりに地のものにするのか、新たなものを考えているのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 特産品についてでございますが、今現在委託業者との協議によりまして、いろんな業者の募集をしているところでございまして、従来よりももっと拡大していろんな特産品等をできるように、今努力しているところでございます。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 具体的には決まっていますか。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今現在の状況でいきますと、村内事業者が7事業者、村外の事業者も今7事業者の協力を得ているところでございまして、村内業者でいきますと木工品であったりラスク等のお菓子等でございます。村外事業者でいきますと、友好提携してます田辺市さんの事業者と、また楠公関連の神戸市の事業者等の協力を得まして、お肉等の品物も現在計画しているというところでございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 村にふるさと納税をしてよかったと言えるような、しっかりと製品というか

物を贈呈するというのがいいかと思えます。そこら辺は、ぜひ工夫をお願いしたいと思います。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第11号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第8、議案第12号千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等廃止についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第12号は、千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等廃止についてでございます。

本議案は、平成29年4月1日より本村の水道事業を大阪広域水道企業団が運営することについての企業団規約の改正が本村議会を初め企業団の構成団体である42市町村の議会において可決され、大阪府に承認されたこと及び平成28年1月25日に大阪広域水道企業団と千早赤阪村の水道事業の統合に関する基本協定を締結したことを受け、平成29年3月31日をもって千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等を廃止するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を松本理事。

○松本施設整備課理事 議案第12号千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等廃止について、概略説明を申し上げます。

本議案は、平成29年4月1日より本村水道事業を大阪広域水道企業団が運営するに当たり、本村水道事業の設置等に関する条例等を平成29年3月31日をもって廃止するものでございます。

9月議会で御審議いただきました企業団規約改正について、本村を初めとする企業団構成団体であります府内42市町村の議会で可決され、平成28年1月19日に大阪に承認されました。また、1月25日に大阪広域水道企業団と千早赤阪村の水道事業の統合に関



する基本協定を締結いたしました。

このことを受けまして、本村議会におきまして、本村水道事業に係る千早赤阪村水道事業の設置に関する条例、千早赤阪村水道事業給水条例、千早赤阪村水道事業水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、千早赤阪村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の4条例を、平成29年3月31日をもって廃止するものでございます。

今後、水道事業を廃止する平成29年3月31日までの間は、統合に係る事務手続を行います。また、企業団におきましては国への事業認可の手続、給水条例の策定等を実施する予定でございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。御審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

○徳丸議員 (2)の水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例ですけども、これ身分はどないなるんですか、水道事業所の職員の身分。

○井上議長 松本理事。

○松本施設整備課理事 今、水道にかかわっている村の職員の方についての身分ということだと思っておりますが、そちらにつきましては企業団に身分移管をされるか村に残るかという選択をしていただいた後、企業団にもし行かれるとなれば、企業団の規定にのっとった身分になると、企業団の職員になると。村に残るということであれば、水道事業企業団が継続するために、できましたら企業団のほうからは派遣をしていただきたいという旨を聞いております。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 そうしますと、選択肢を選択するわけですね、職員自身が。給与体制とかどうなるんですか。どちらが有利とか、どちらが不利とか、そういうことがあるんですか。

○井上議長 松本理事。

○松本施設整備課理事 詳細につきましては、今企業団と、ほかに統合される四條畷、太子ともあわせて協議を行っているんですけども、基本的には企業団の給与体系になると。村の給与体系と異なるところについては、一番大きいところであれば、地域手当の部分のパーセンテージが企業団であれば今のところ11%、村であれば6%ということでの差のところが出てくるということはお聞きしておるんですが、それ以外については、もし村から企業団に身分移管されるのであれば、現給は保証するというところまでは聞いております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第12号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第12号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第12号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第9、議案第13号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第13号は、千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、本条例の全部改正でございまして、厚生労働省令、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、新たに地域密着型サービスとして通所介護を追加するとともに、その基準について今後国内基準を参酌し適宜対応することのできるよう、関連2条例の廃止も含め本条例の題名を改正し、所要の整理を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第13号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第10、議案第14号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてから議事日程第13、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてまでの4議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第14号から議案第17号までは、議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正、特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、相関連いたしますので一括して提案するものでございます。

これらの議案は、平成27年人事院勧告に基づき職員や特別職、議会議員の給与、手当について改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより4議案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて4議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第14号、議案第15号、議案第16号及び議案第17号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第14、議案第18号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第18号は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

本議案は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律により地方公務員法が改正されるため、関係条例を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第18号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第15、議案第19号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第19号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、国民健康保険法の一部を改正する政令が平成28年1月に公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容については、国民健康保険料の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準の改正、賦課限度額においては中間所得層の負担を軽減するため限度額を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第19号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第16、議案第20号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第20号は、河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてでございます。

本年4月1日から介護認定審査会の執務場所が太子町役場内から千早赤阪村役場内に変更されることに伴い、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2の第3項により規約の変更を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第20号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第17、議案第21号千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定について及び議事日程第18、議案第22号千早赤阪村立郷土資料館の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第21号及び議案第22号は、千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定及び千早赤阪村立郷土資料館の指定管理者の指定についてでございます。

平成28年3月31日をもって期間満了となります指定管理者の指定でございます。

議案第21号千早赤阪村立いきいきサロンの指定管理者の指定については、社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会会長西野敏彦氏に、議案第22号千早赤阪村立郷土資料館の指定管理者の指定については、一般社団法人千早赤阪楠公史跡保存会代表理事木ノ本雅伸氏を指定管理者に指定するものでございます。

本件につきましては、お手元の資料のとおり、各者から事業計画書、管理業務仕様書などを提出され、昨年12月、全員協議会において両施設の運営状況などを報告させていただきました。管理運営体制などにつきましては、安定的な管理運営を行っており適切と思われる内容ですので、引き続き指定管理者に指定するものでございます。

なお、指定管理期間については、千早赤阪村立いきいきサロンは、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3カ年、千早赤阪村立郷土資料館は、平成29年度に新庁舎建設予定のためくすのきホールの取り壊しが見込まれることから、来館者の安全確保などを考慮し、平成28年4月1日から29年3月31日までとするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 これより2議案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第21号、議案第22号の2議案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第21号、議案第22号の2議案につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第21号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第21号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第22号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第22号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第19、議案第23号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第23号は、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ2,872万7,000円を増額いたしまして、予算総額を31億4,350万2,000円といたすものでございます。

主な内容でございますが、退職手当や人事院勧告に伴います人件費及び地方公共団体情報セキュリティ強化に係る電算費用などを補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第23号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれの所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第20、議案第24号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第24号は、平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第

3号) についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ31万7,000円を追加いたしまして、予算総額を2億4,819万7,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、下水道総務費などの職員人件費31万7,000円を増額補正するものでございます。財源につきましては、一般会計繰入金を充てるものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第24号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第21、議案第25号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第25号は、平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第2号)についてでございます。

収益的支出につきまして、営業費用について56万8,000円を増額補正するものでございます。

また、資本的支出につきまして、建設改良費を13万3,000円を増額補正するものでございます。

内容といたしましては、給与改定に伴う人件費の増額でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○井上議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第25号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により文教建設常任委員会に付託いたします。

ここで休憩を行います。

11時から再開いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時00分 再開

○井上議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○井上議長 議事日程第22、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算についてから議事日程第28、議案第32号平成28年度千早赤阪村水道事業会計予算についての7議案を一括議題といたします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

松本村長。

○松本村長 ただいま一括上程されました議事日程第23、議案第26号から議事日程第29、議案第32号までは、平成28年度の一般会計、特別会計及び企業会計予算でございます。提案申し上げるに当たり、村政運営方針をもって所信の一端を申し述べ、議員各位並びに村民の皆さんの村政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

私が村政を預かりました3期12年を振り返りますと、村長に就任した当初は行政経営が逼迫しており、第2の夕張になってはならないとの思いから、徹底した事業見直しや職員数の削減など村民の皆さんを初め職員にも多大な御無理をおかけいたしました。その結果、まだまだ厳しい財政状況ではございますが、財政調整基金も13億円まで積み立てることができました。これもひとえに村議会議員の皆さん、村民の皆さんを初め村づくりにかかわる全ての方々の御理解と御協力によるものと、心から感謝申し上げます。

本村は、平成26年4月、府内で初めて過疎地域の公示を受け過疎地域自立促進計画を策定し、本年1月には人口減少を可能な限り抑制し持続可能な活力ある村づくりを目指す千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。また、今後予想される南海トラフ、巨大地震における防災対策として村民の安全・安心な生活を確保するとともに、さまざまなニーズに合った機能をあわせ持つ役場庁舎や観光の交流拠点となるビクターセンター計画など、魅力あふれる村づくりに取り組んでおります。

まさに今、国の地方創生の流れや過疎地域への支援などをしっかりと生かした施策を、村民の皆さんを初め国、府など村づくりにかかわる全ての方々と協働で取り組み、国内ではいまだ例のない過疎地域からの脱却に向けた一流の村づくりを目指し、村政運営に取り組んでまいります。

国が策定した長期ビジョンでは、今後10年間はいわゆる団塊の世代が75歳になる時

期を迎え生産年齢人口が減少する中、世界のどの国も経験したことのないスピードで高齢化が加速することが示されております。こうした中、政府では我が国の構造的な問題である少子・高齢化に真正面から挑み、希望を生み出す強い経済、夢を紡ぐ子育て支援、安心につながる社会保障の新3本の矢の実現を目的とする一億総活躍社会の実現に向け、取り組みが始まりました。また、地方創生など重要課題に対し、地方公共団体が自主性、主体性を最大限発揮して取り組めるよう、まち・ひと・しごと創生事業として1兆円の予算規模の地方財政措置が講じられるなど、まさに地方が主役の時代となっております。

過疎地域である本村におきましては、急速な高齢化と人口減少は避けることのできない課題となっており、平成27年度国勢調査の結果の速報値では人口5,378人と、前回の調査に比べ人口は637人減少しております。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では、2040年、平成52年には本村の人口は3,319人に、65歳以上の高齢人口割合は実に50%を超えると予想されております。このような中、人口減少の歯どめ、地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの好循環の確立を図るため、若い世代の希望がかなう住環境の確保はもとより、出産、子育て環境の充実など生活の利便性が確保できる多様な対策を着実に実践することが求められております。

こうした状況を踏まえ、村づくりの基本指針である第4次総合計画を基本に、まち・ひと・しごと創生総合戦略や過疎地域自立促進計画により本村の地域特性や可能性をしっかりと生かした施策を実現し、一流の村づくりを議員各位、住民の皆さんとともに村一丸となって取り組んでまいり所存でございますので、御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

平成28年度の当初予算における一般会計は29億354万8,000円、特別会計、企業会計の総額予算は27億8,329万1,000円で、一般会計及び特別会計、企業会計の総額は56億8,683万9,000円となっております。

とりわけ、平成28年度の一般会計予算編成におきましては、人口減少対策や地方創生に向けての取り組みを行うため、定住促進や子ども・子育て支援、新たな公共交通システム構築に向けた取り組み、新庁舎建設、村道維持補修事業など、安全・安心の村づくりや活力ある村づくりに重点を置いた予算措置といたしました。

それでは、平成28年度に取り組む主要な施策について、第4次総合計画における村づくりの基本方向の6つの基本柱に沿って御説明申し上げます。

まず、基本柱1「安全・安心・環境～豊かな自然と共生し やすらぎのある暮らしを育む むらづくり～」につきましては、防災対策の推進では、新庁舎の建設について、大規模災害が発生した場合に十分な防災機能を発揮し村民が安心して利用できる庁舎として整

備するため、村民の皆さんに御意見を伺いながら早期に基本設計を完了させるとともに実施設計に着手し、一日も早い防災拠点施設の完成を目指します。

また、異常気象や地震による災害等に備え、村民の皆さんがより安全・安心に生活できるよう地域防災計画を見直すとともに土砂災害ハザードマップを作成し、災害による被害の低減、地域の防災力の向上を目指します。

また、住宅耐震化事業では、耐震診断、設計、診断費用の補助に加え、平成28年度から新たに耐震性の低い住宅の除去費用についても補助を実施いたします。

防犯対策では、地域での犯罪などを未然に防止し、村民の皆さんが安心して暮らすことのできる村づくりを目指すため、昨年度に引き続き地区防犯灯のLED化補助事業を実施するとともに、新たに防犯カメラの設置事業を推進します。

消防救急体制では、消防団の消防車両の変更など消防救急体制の充実を図ります。

水道事業では、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給するため、平成29年4月の大阪広域水道企業団との経営統合に向け、引き続き協議を進めます。

また、水道施設の老朽化対策として、千早浄水場の更新工事及び千早地区の給排水管の更新など効率的な施設の更新、適正な維持管理などを引き続き実施し、安全・安心・安定した水の供給体制を確保します。

公共下水道事業では、桐山地区においてマンホールポンプの設置などを実施します。また、下水道処理区域外については、昨年度創設した合併浄化槽の維持管理や浄化槽設置に伴う助成制度を引き続き実施することで、浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上などに努めます。

次に、基本柱2「健康・福祉～心と体の健康を みんなで育む むらづくり～」については、少子・高齢化が著しく進展する中、妊産婦と乳幼児の健康管理を充実させるとともに、経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査公費助成に加え、平成28年度から新たに妊産婦歯科健診、新生児聴覚検査に係る費用助成を行うなど、安心して出産、育児ができる環境を整備し、地域における切れ目のない妊娠、出産、子育て支援の実現に向けて一層の充実を図ります。

また、住民の皆さんの健康及び生命を守るため、がん検診を初めとする各種健康診査費用の無料化を継続し、受診しやすい体制づくりを行い、乳幼児や高齢者に対する疾病予防として、任意の予防接種についても公費助成を引き続き実施します。

高齢者福祉では、超高齢化社会に対応するため、千早赤阪村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第6期に基づき、地域包括支援センターを中心に介護予防事業の機能強化や医療と介護の連携を推進し、認知症高齢者支援に取り組みます。

国民健康保険では、新たな保険制度改正も視野に入れつつ、加入者の皆さんが健やかに暮らせる生活の支援をするため、平成28年度保険料につきましても繰越金と財政調整基金を運用し府内最低レベルの保険料を維持します。また、医療費給付が年々増加している中、今後も持続可能な運営に努めます。

また、次に基本柱3「教育・歴史・伝統～歴史・文化、人が育む むらづくり～」については、今後ますます少子化が進むことが予想される中、若い世代が家庭を持ち、安心して子育てができる環境づくりを行うため、こごせっ子教育応援事業により子育て世帯を対象に新たに小・中学校の教育費助成事業を実施します。

国際化時代に対応できる人材を育成するため、中学生を対象にオーストラリアへのホームステイ体験を実施していた海外派遣事業につきましては、対象者を平成28年度から中学生に加えて高校生まで拡充し、実施いたします。

学校教育では、確かな学力を育成するため、各学校で成果と課題を明確にした指導計画を立て、それに基づき指導方法の改善や工夫を進めるとともに、各学校に整備した空調機器の設置に伴い、平成28年度から夏休み期間を短縮し児童・生徒の教育の充実を図ります。また、引き続き中学生に対する英語検定費用の補助を行います。

豊かな給食を今後も安定的に提供できる環境を確保するため、給食センターの外構などの改修を初め、千早小吹台小学校の給食を配膳するエレベーター改修工事を実施します。また、食育指導においても、食物アレルギー対応をより確実に実施するため学校医等と連携した食物アレルギー対応検討委員会を新たに設置し、安全な給食を提供いたします。

さらに、本村の教育行政が直面する喫緊の課題について教育委員の皆さんと精力的に議論を重ね、本村の特色あるよりよい教育が実現できるよう、平成27年度に策定した教育大綱に基づき、村の特色を生かした質の高い教育に取り組むとともに教育環境も充実させ、多くの方に移り住んでいただける魅力ある村づくりを進めます。

次に、基本柱第4「観光・産業・地域振興～地域資源を生かした村民の元気を育む むらづくり～」については、本村は大阪市内や関西国際空港からも1時間ほどの距離にあり、都市部や海外の観光客も訪れやすい環境にあります。こうした中、関西国際空港を利用した外国人観光客は過去最高を記録するなど、関西にも多くの観光客が訪れています。このため、金剛山、楠公史跡、下赤阪の棚田、スイセンの丘を初めとするさまざまな歴史や文化、自然環境などの観光資源を有機的に活用した観光旅行パッケージの創設などにより、外国人観光客の誘致促進を初め多くの観光客を受け入れ、交流人口が増加できる取り組みを進めます。

金剛山ロープウェイや香楠荘については、平成28年4月から新たに指定管理者により

施設の管理運営を行います。これまで以上に両施設の利用促進が図れるよう、指定管理者や大阪府との連携を強化し、施設の魅力づくりに努めます。

金剛山ロープウェイについては、開業から50周年を迎えることから記念事業を行います。また、多くの登山者に千早赤阪村の魅力や情報を提供するため、(仮称)金剛山ビジターセンターについても、基本計画に基づき、今後建設に向けた具体的な調整を行います。

農業振興では、耕作放棄地の解消のため農地利用意向調査を行い、その結果に基づき農地中間管理機構などと連携し営農意欲のある農業者への農地の集積を行います。エコ農産物や環境保全型農業などによる環境に配慮した農業を推進するとともに、新規就農者への定着を図るため、青年就農給付金事業の活用について積極的に支援いたします。

これらのほか、農業用施設の改善などに必要な材料費、農地へ電気柵などの施設費用の補助を初めアライグマ対策事業の拡充を行うとともに、ここせの里棚田夢灯り&収穫祭なども引き続き実施し、大阪南農業協同組合や大阪府などの協力を得ながら農業振興に取り組みます。

林業振興では、森林資源の活用と森林整備の促進を図るため、森林経営計画に基づく森林施策の補助を行うほか、新たに切り捨て間伐など今まで放置されがちであった木材の搬出経費の補助を実施いたします。

商業振興では、大森まちづくり協議会と進出予定企業との協議が続いている国道309号河南赤阪バイパス沿いの企業立地の早期実現に向け、引き続き支援します。また、コンビニなど小売業の誘致を促進するため、新たな企業進出に対して開業支援を行うとともに、製造業など企業立地には固定資産税減税の導入など税制優遇策を行い、積極的に企業誘致を図ります。

次に、基本柱5「建設・交通～村民の快適な暮らしを育む むらづくり～」については、生活道路である村道は、村民の皆さんが日常生活を円滑に行うために必要不可欠なインフラ施設ではありますが、舗装や橋梁などの老朽化が進み、延命化のための予防補修、計画的維持管理が課題となっています。そのような中、舗装については引き続き村道整備計画をもとに村道の状況等を勘案しながら計画的に舗装、改修工事を実施します。

また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、出合橋及び桐山時田橋の橋梁2橋の補修工事や定期的な橋梁点検を行います。

広域道路網では、引き続き河南町とともに河南町・千早赤阪村国道309号バイパス整備促進期成会の協力を得て、国道309号河南赤阪バイパスの2期区間の早期完成に向けて取り組みます。国道309号を初め村外との重要な連絡道路である府道については、急

カーブや幅員狭小箇所解消とあわせて、車両の通行の支障となっている樹木の除去や安全対策についても、引き続き大阪府に要望します。

また、今後ますます高齢化が深刻化する中、村民の皆さんが快適に暮らすことができる公共交通システムの構築が必要不可欠となっております。このため、平成27年度に引き続き地域公共交通の実証運行を実施し、課題検証を行いながら、買い物弱者への支援や村内間移動の利便性の向上が図れるシステム構築を目指します。

定住人口増加に向けた取り組みとして、空き家情報バンクへの登録促進が図れる制度を新たに実施するとともに、UIJターン者の負担軽減を図るため、新たに引っ越しに係る費用を助成します。

また、村民の転出抑制を図るため、空き家改修や家賃に係る費用の助成を村内間の移住者にまで対象範囲を充実し、村民の皆さんがいつまでも住み続けたい村を目指します。さらに、市街化調整区域において、良好な集落環境の形成に支障を及ぼすような開発は防止しつつ、既存集落におけるコミュニティの維持を目的とした住宅などの建設が可能となる環境づくりが行えるよう、大阪府初め関係機関に働きかけるなどあらゆる方面から定住人口増加に向けた取り組みを進めます。

次に、基本柱6「協働・行政経営～村民と行政がともに育む むらづくり～」については、協働による村づくりでは、積極的に情報公開を進めパブリックコメント制度を活用するなど、できる限り多くの村民の皆さんが行政に参画できる機会づくりに努めます。

村民の皆さんが地域活動を継続的に取り組めるよう、地域活動活性化補助事業を引き続き実施します。また、平成28年度9月に村制施行60周年を迎える本村では、地域のきずなや村民の皆さんの交流が深められる事業に対する経費助成を行い、この節目を契機にさらなる協働による村づくりに取り組みます。

行政運営では、自主財源の確保と滞納整理の強化により村税の徴収率の向上に努めるとともに、新たに村税、国民健康保険料、上下水道料金のコンビニ収納を実施し、利便性の向上を図ります。

さらに、これまでお示ししているさまざまな事業を実施するためには新たな財源の確保が求められます。そこで、平成28年度から、魅力ある村づくりを積極的に行うため、ふるさと納税における返礼品を魅力あるものに拡充するなど村外の多くの方々から本村を応援していただくシステムを構築し自主財源の確保に努めるとともに、千早赤阪村ふるさと応援基金を新たに創設し、この基金を活用した多様な事業展開を図ります。

行財政改革の推進では、村づくり経営計画に基づき、より効率的、効果的な行政経営に取り組みます。

人事管理では、人事評価制度を本格実施するとともに少数精鋭による職員定数の管理に努め、効率的な組織運営を行います。

行政の広域化の推進では、引き続き3市2町1村による広域共同処理を進めます。また、新たな分野や事務など広域連携の可能性を検討するため、南河内広域連携研究会において調査研究を進めます。

情報ネットワーク化の推進については、引き続き電算経費の削減、防災対策を目的とした自治体間の共同クラウド化などの検討を進めます。また、マイナンバー制度の導入に伴う対応については、平成29年7月から特定個人番号を利用した情報連携が本格実施されることから、事前準備として関連情報システムの改修などを着実に進めます。

以上が今議会に提案いたしております平成28年度当初予算と施策の概要でございます。

村政運営においては、今後も限られた財源の中で効果的、効率的な行政運営に努めるとともに、魅力ある村づくりに邁進いたします。議員各位並びに村民の皆さんには、村政運営により一層力強い御支援、御協力をお願い申し上げ、私の所信の一端といたします。

○井上議長 どうもありがとうございました。

続きまして、各会計ごとに概略説明がございます。

まず、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算について、菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算の概略説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。

1ページでございますが、まず第1条歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ29億354万8,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条の第2表債務負担行為につきましては、予算書6ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は、平成28年度からの3年間のいきいきサロンの施設維持管理運営委託料の平成29年度、平成30年度の限度額1,460万円でございます。

次に、第3表の地方債は、起債の目的、限度額などについて定めており、浄化槽設置補助事業限度額600万円から、次のページの給食調理配送業務委託事業限度額2,950万円までの19事業、総額1億5,600万円が過疎対策事業債で、償還期限は12年、据置期間が3年でございます。臨時財政対策債は、地方交付税の財源不足に伴うもので、

限度額は1億1,700万円、償還期限は20年で、据置期間が3年でございます。

予算書の1ページへお戻りください。

第4条は、一時借入金の最高限度額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めております。

また、予算書の説明資料としまして、116ページ以降に給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付しておりますので、後ほどごらんいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

予算書附属説明資料のほうをごらんください。

予算書附属説明資料の1ページでございます。

平成28年度の会計別予算額比較表でございます。一般会計につきましても、前年度と比べまして8,955万円、3%の減でございます。

次に、2ページをごらんください。

一般会計予算の歳入でございます。

1款村税は、法人住民税の減少や土地の評価額の下落などによりまして減額を見込んでおります。

2款地方譲与税から10款地方交付税までは、地方財政計画や過去の実績を勘案し、見込んでおります。

11款交通安全対策特別交付金は、同額でございます。

12款分担金及び負担金は、保育所の保育料の減が主な要因でございます。

13款使用料及び手数料は、幼稚園の保育料の増が主な要因でございます。

14款国庫支出金は、障害福祉サービス等負担金や臨時福祉給付金給付事業費補助金などの増が主な要因でございます。

15款府支出金は、障害福祉サービス等負担金などの増が主な要因でございます。

16款財産収入は、同額でございます。

17款寄附金は、ふるさと応援寄附金の増額を見込んでおります。

18款繰入金は、財源不足額を財政調整基金から繰り入れるもので、7,100万円の増でございます。

19款繰越金は、前年度と同額でございます。

20款諸収入は、安全・安心まちづくり推進助成金や大阪ガスLPG舗装復旧に伴う受託金などの増でございます。

続いて、21款村債は、小学校及び幼稚園空調設備設置事業などの完了による過疎対策



事業債の減でございます。

次に、3ページをお開きください。

歳出で、目的別の歳出予算でございます。

1 款議会費の減は、議員共済組合負担金や職員人件費の減が主な要因でございます。

2 款総務費の増は、新庁舎建設関係経費や戸籍総合システム機器更改業務の増が主な要因でございます。

3 款民生費は、介護訓練等給付事業や臨時福祉金の増が主な要因でございます。

4 款衛生費の減は、健康管理システムの電算委託料の減が主な要因でございます。

5 款農林水産業費は、間伐搬出事業補助金や森林整備地域活動計画作成補助金の増が主な要因でございます。

6 款商工費の減は、企業操業店舗開業支援事業補助金などの増はありますが、金剛山ビジターセンター基本計画策定委託料の減が主な要因でございます。

7 款土木費の増は、地域公共交通確保維持改善事業や村道維持工事費の増が主な要因でございます。

8 款消防費の減は、分署配備タンク車購入の減が主な要因でございます。

続いて、9 款教育費の減は、小学校及び幼稚園空調設備設置事業や給食センターの改修工事の完了による減が主な要因でございます。

10 款公債費の減は、償還金の減によるものでございます。

12 款予備費は、前年度と同額でございます。

次に、4ページの性質別歳出予算の概略を説明させていただきます。

1. 人件費の増は、退職手当や地域手当の改定による増が主な要因でございます。

物件費の減は、村道整備計画委託料や公共施設等総合管理計画策定支援業務委託料の減が主な要因でございます。

3. 維持補修費の増は、幼稚園の修繕費の増が主な要因でございます。

扶助費の減は、保育所運営費負担金を保育所運営委託費に組み替えたことによる減が主な要因でございます。

補助費等の増は、臨時福祉給付金関係経費や保育所運営費委託費への組み替えによる増が主な要因でございます。

普通建設事業費の減は、小学校及び幼稚園空調設備設置事業や給食センターの改修工事の事業完了による減が主な要因でございます。

公債費の減は、償還金の減によるものです。

積立金の増は、ふるさと応援給付金の増によるものでございます。

繰出金の減は、後期高齢医療特別会計や下水道事業特別会計への繰り出しの減が主な要因でございます。

続いて、下段の人件費の内訳並びに7ページ以降に予算から見た主な指標などを記載しておりますので、ごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが概略説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○井上議長 続きまして、議案第27号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の事業勘定について、池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第27号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算事業勘定の概略説明を申し上げます。

まず、予算書の129ページをお願いいたします。

第1条は、事業勘定の歳入歳出予算総額を10億6,025万4,000円、直営診療施設勘定の予算総額を1,179万9,000円と定めたものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を、事業勘定3,000万円、直営診療施設勘定500万円と定めたものでございます。

第3条は、歳出予算の流用についての記載でございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

予算附属資料9ページをお願いいたします。

本年度予算でございますが、歳入歳出それぞれ10億6,025万4,000円、対前年度1,301万9,000円、1.2%の増でございます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

1款国民健康保険料1億3,631万1,000円、対前年度1,159万6,000円、7.8%の減で、後期高齢者支援金分、介護納付金分保険料の減によるものでございます。

2款一部負担金2,000円、科目設定でございます。

3款使用料及び手数料5万円、督促手数料でございます。

4款国庫支出金1億8,280万3,000円、対前年度3,994万1,000円、28.0%の増で、療養給付費負担金及び財政調整交付金の増によるものでございます。

5款療養給付費等交付金1,613万4,000円、対前年度2,018万8,000円、55.6%の減で、退職医療交付金の減によるものでございます。

6款前期高齢者交付金3億5,153万円、対前年度4,850万8,000円、12.1%の減で、前年度精算額の減によるものでございます。

7 款府支出金 6, 727 万 7, 000 円、対前年度 924 万 7, 000 円、15.9%の増で、府財政調整交付金の増によるものでございます。

8 款共同事業交付金 1 億 6, 468 万 5, 000 円、対前年度 1, 154 万 6, 000 円、6.6%の減で、保険財政共同安定化事業交付金の減によるものでございます。

9 款財産収入 28 万 4, 000 円、財政調整基金の利子でございます。

10 款繰入金 1 億 230 万 3, 000 円、対前年度 5, 852 万 1, 000 円、133.7%の増で、財政調整基金繰入金の増でございます。

11 款繰越金 3, 876 万 6, 000 円、対前年度 285 万 2, 000 円、6.9%の減で、前年度からの繰越金でございます。

12 款諸収入 10 万 9, 000 円、昨年度と同額でございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 574 万 8, 000 円、対前年度 374 万 7, 000 円、39.5%の減で、電算システム改修費の減によるものでございます。

2 款保険給付費 6 億 6, 032 万 5, 000 円、対前年度 1, 416 万 4, 000 円、2.2%の増で、一般被保険者療養給付費と高額療養費の増によるものでございます。

3 款後期高齢者支援金 1 億 1, 197 万円、対前年度 433 万 2, 000 円、4.0%の増で、後期高齢者医療制度に対する支援金でございます。

4 款前期高齢者納付金 7 万 2, 000 円、対前年度 1, 000 円、1.4%の減で、前期高齢者医療に対する財源調整のための納付金でございます。

5 款老人保健拠出金 1 万円、事務費拠出金でございます。

6 款介護納付金 3, 271 万 7, 000 円、対前年度 365 万 9, 000 円、10.1%の減で、2号被保険者の減によるものでございます。

7 款共同事業拠出金 2 億 2, 942 万 6, 000 円、対前年度 358 万 9, 000 円、1.6%の増で、保険財政共同安定化事業拠出金の増によるものでございます。

8 款保健事業費 1, 209 万 6, 000 円、対前年度 8 万 8, 000 円、0.7%の増で、特定健康診査事業費の増によるものでございます。

9 款基金積立金 28 万 4, 000 円、財政調整基金利子の積立金でございます。

10 款諸支出金 260 万 6, 000 円、対前年度 174 万 7, 000 円、40.1%の減で、施設勘定への繰出金の減によるものでございます。

11 款予備費 500 万円、前年度と同額を計上いたしております。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きますして、議案第 27 号の直営診療施設勘定について、和田健康福祉課

長。

○和田健康福祉課長 それでは続きまして、国民健康保険特別会計直営診療施設勘定の概略説明を申し上げます。

予算書附属説明資料の10ページをお開きください。

本年度予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,179万9,000円で、対前年度36万1,000円、3.2%の増でございます。

まず、歳入でございます。

2款使用料及び手数料4万円、前年度と同額でございます。

3款繰越金1,000円、前年度と同額の科目設定でございます。

4款繰入金1,127万7,000円で、対前年度36万1,000円、3.3%の増でございます。一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰り入れでございます。

5款諸収入48万1,000円、前年度と同額で、電気使用料でございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費540万3,000円、対前年度36万1,000円、7.2%の増でございます。

3款公債費609万6,000円、前年度と同額でございます。

4款予備費30万円、前年度と同額でございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第28号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 それでは、議案第28号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の概略説明を申し上げます。

まず、千早赤阪村予算書の169ページをお開き願います。

第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億4,043万4,000円と定めるものでございます。

同条第2項の第1表歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料により御説明申し上げます。

第2条は、一時借入金の最高限度額を5,000万円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めております。

なお、196ページ、197ページには、予算書に添付しなければならない債務負担行為に関する調書を記載しております。

次に、歳入歳出予算について御説明申し上げます。

予算書附属説明資料をごらんください。

11ページをお開き願います。

介護保険特別会計の本年度の予算額は7億4,043万4,000円、対前年度6,520万4,000円、9.8%の増でございます。

平成27年度から平成29年度の介護保険事業計画第6期に基づき計上しております。まず、歳入でございます。

1款保険料1億7,153万8,000円、対前年度1,535万1,000円、9.8%の増で、保険給付費の増によるものでございます。

2款分担金及び負担金833万8,000円、対前年度782万6,000円、1,528.5%の増で、認定審査会共同設置負担金の増によるものでございます。

3款使用料及び手数料1万円、前年度と同額でございます。

4款国庫支出金1億5,166万4,000円、対前年度1,393万7,000円、10.1%の増で、介護給付費負担金の増によるものでございます。

5款支払基金交付金1億9,917万2,000円、対前年度1,821万円、10.1%の増で、介護給付費交付金の増によるものでございます。

6款府支出金1億688万5,000円、対前年度976万1,000円、10.1%の増で、介護給付費府負担金の増によるものでございます。

7款財産収入1,000円で、前年度と同額でございます。

8款繰入金1億263万4,000円、対前年度6万5,000円、0.1%の減でございます。

9款繰越金1,000円で、前年度と同額でございます。

10款諸収入19万1,000円、対前年度18万4,000円、2,628.6%の増で、介護予防教室の利用料の増によるものでございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費1,811万6,000円、対前年度31万9,000円、1.7%の減でございます。

2款保険給付費7億1,035万2,000円、対前年度6,508万8,000円、10.1%の増、介護サービス等諸費の増によるものでございます。

4款地域支援事業費1,186万1,000円、対前年度43万5,000円、3.8%の増で、1次予防事業費などの増によるものでございます。

5款基金積立金1,000円と6款公債費1,000円は、前年度と同額の科目設定に

よるものでございます。

7 款諸支出金 10 万 3,000 円、前年度と同額でございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第 29 号平成 28 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について、池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第 29 号平成 28 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算概略説明を申し上げます。

予算書の 199 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出の予算総額を 9,186 万 4,000 円と定めたものでございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして御説明申し上げます。

附属説明資料の 12 ページをお願いいたします。

本年度予算でございますが、歳入歳出それぞれ 9,186 万 4,000 円で、対前年度 139 万 8,000 円、1.5%の減でございます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料 6,963 万 7,000 円、対前年度 401 万円、6.1%の増で、広域連合より示された保険料負担額の増によるものでございます。

2 款使用料及び手数料 4,000 円、督促手数料でございます。

3 款繰入金 2,170 万 4,000 円、対前年度 537 万 5,000 円、19.8%の減で、保険基盤安定繰入金でございます。

4 款繰越金 51 万 4,000 円、前年度よりの繰越金でございます。

5 款諸収入 5,000 円、延滞金利子等の科目設定でございます。

次に、歳出でございます。

1 款総務費 87 万 7,000 円、対前年度 293 万 1,000 円、77.0%の減で、電算システム改修費の減によるものでございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 9,058 万 6,000 円、対前年度 153 万 3,000 円、1.7%の増で、広域連合への保険料及び保険基盤安定納付金でございます。

3 款諸支出金 30 万 1,000 円、前年度保険料に対する還付金でございます。

4 款予備費は 10 万円を計上いたしました。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第 30 号平成 28 年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について、赤阪施設整備課長。

○赤阪施設整備課長 それでは、議案第30号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算の概略説明を申し上げます。

予算書の211ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,891万8,000円と定めるものでございます。

同条第2項の歳入歳出予算につきましては、後ほど予算書附属説明資料で御説明申し上げます。

第2条の地方債につきましては、214ページに各事業ごとに起債の目的などにつきまして記載しております。

第3条の一時借入金につきましては、一時借入金の最高額は3,000万円と定めるものでございます。

第4条、歳出予算の流用に関する規定でございます。230ページ以降に給与明細書、238ページ以降に地方債に関する調書を掲載いたしております。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、予算書附属説明資料で御説明申し上げます。

附属説明資料の13ページをお開き願います。

下水道事業特別会計の本年度予算額2億5,891万8,000円で、前年度と比較しまして2.7%の増でございます。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、本年度予算額150万3,000円、前年度と比較しまして24.9%の増でございます。本年度に供用開始を予定しております対象地域は、桐山地区、二河原辺地区の一部でございます。

2款使用料及び手数料、本年度予算額4,650万1,000円、1.1%の減でございます。人口減少等に伴う使用料等の減でございます。

3款国庫支出金、本年度予算額1,500万円、前年度と比較しまして11.8%の減でございます。昨年度、一昨年度に引き続き、小吹台地区のマンホールふた長寿命化事業及び汚水管渠布設工事を予定いたしております。

4款繰入金、本年度予算額1億1,845万6,000円、前年度と比較しまして6.9%の減でございます。一般会計繰入金でございます。

5款諸収入、本年度予算額2,000円、前年度と同額でございます。

6款村債、本年度予算額7,745万6,000円、前年度と比較しまして29.7%の増でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款下水道費、本年度予算額 1 億 3, 4 2 4 万 4, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 1 2 % の減でございます。

なお、款の項目が 3 項に分かれておりますので、予算書で各項目ごと昨年度と比較説明させていただきます。

予算書の 2 2 4 ページでございます。

下水道総務費では 9 3 1 万 2, 0 0 0 円の減で、人件費による減でございます。

続きまして、下水道建設費では 7 9 4 万 4, 0 0 0 円の減で、流域下水道建設費負担金の減によるものでございます。

続きまして、下水道管理費では 1 9 3 万 6, 0 0 0 円の増で、維持補修工事費の増によるものでございます。

恐れ入ります。予算附属説明書の 1 3 ページにお戻りください。

2 款公債費、本年度予算額 1 億 2, 4 5 7 万 4, 0 0 0 円、前年度と比較しまして 2 5 . 1 % の増でございます。

3 款予備費は本年度予算額 1 0 万円で、前年度と同額でございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第 3 1 号平成 2 8 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 議案第 3 1 号平成 2 8 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算の概略説明を申し上げます。

予算書 2 4 1 ページをお開き願います。

第 1 条歳入歳出予算は、それぞれ 8, 6 4 3 万 2, 0 0 0 円と定めるものでございます。

第 2 項の款項の区分ごとにつきましては後ほど御説明を申し上げます。

第 2 条一時借入金の借り入れの最高額は 1, 0 0 0 万円と定めるものでございます。

次に、歳入歳出予算の内訳でございますけれども、附属説明資料 1 4 ページをごらんください。

歳入歳出とも、本年度予算額 8, 6 4 3 万 2, 0 0 0 円で、前年度と比較して 9 5 2 万 2, 0 0 0 円、9 . 9 % の減でございます。

まず、歳入でございますけれども、1 款索道事業収入 7, 5 8 0 万円、前年度と比較して 3 8 0 万円、5 . 3 % の増で、ロープウェイ運賃改正による増を見込んでおります。

3 款繰越金 1, 0 0 0 円でございます。

4 款諸収入 1 0 8 万 1, 0 0 0 円、前年度と比較して 4 8 4 万 3, 0 0 0 円、8 1 .



8%の減で、香楠荘納付金の見直し等によるものでございます。

5款繰入金950万円、金剛山観光事業財政調整基金繰入金でございます。

6款村債につきましては、皆減でございます。

7款財産収入5万円、財政調整基金利子でございます。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費244万5,000円、前年度と比較して5,000円、0.2%の減でございます。

2款観光事業費7,578万6,000円、前年度と比較して875万3,000円、10.4%の減で、整備工事費の減によるものでございます。

3款公債費595万1,000円、前年度と比較して1万6,000円、0.3%の増でございます。

4款諸支出金5万円、前年度と比較して2万円、66.7%の増でございます。

5款予備費、本年度予算額220万円、前年度と比較して80万円、26.7%の減でございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 続きまして、議案第32号平成28年度千早赤阪村水道事業会計予算について、赤阪施設整備課長。

○赤阪施設整備課長 議案第32号平成28年度千早赤阪村水道事業会計予算の概略説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条では業務予定量を、第3条、第4条では収益的、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ定めるものでございます。それぞれの予定量、予定額につきましては、後ほど予算附属説明資料により御説明申し上げます。

第5条では、起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるものでございます。

第6条は、一時借入金の額を5,000万円と定めるものでございます。

第7条では、経費の金額の流用について定めるものでございます。

第8条では、議会の議決がないと流用することのできない経費について定めるものであります。

第9条では、棚卸資産の購入限度額を400万円と定めるものでございます。

それでは次に、予算書附属説明資料の15ページをごらんください。

1の業務予定量でございますが、給水戸数は2,406戸、年間総給水量が56万7,000立方メートル、1日平均給水量が1,533立方メートルと定めるものでございま

す。

次に、収益的収支の収入でございます。

1項営業収益は本年度予算額1億2,554万4,000円で、前年度と比較しまして5.5%の減でございます。

2項営業外収益は本年度予算額2,575万9,000円で、前年度と比較しまして40.7%の増でございます。他会計補助金の増によるものでございます。

3項特別利益は本年度予算額118万3,000円で、前年度と同額でございます。

以上、収入合計は本年度予算額1億5,248万6,000円で、前年度と比較しまして0.1%の増でございます。

続きまして、支出でございます。

1項営業費用は本年度予算額1億4,002万8,000円で、前年度と比較しまして0.6%の増でございます。

2項営業外費用は本年度予算額1,145万8,000円で、前年度と比較いたしまして4.5%の減でございます。企業債利息及び消費税の減によるものでございます。

3項特別損失は本年度予算額0円で、前年度と比較しまして100%の減でございます。

4項予備費100万円で、前年度と同額でございます。

以上、支出合計は本年度予算額1億5,248万6,000円で、前年度と比較しまして0.1%の増となっております。

続きまして、3. 資本的収支でございます。

まず、収入の部でございます。1項企業債、本年度予算額1億9,040万円、前年度と比較しまして23.8%の増でございます。

2項工事負担金、本年度予算額1,500万円、前年度と比較しまして16.7%の減でございます。下水道工事に伴います配水管移設工事負担金の減によるものでございます。

3項固定資産売却代金、本年度予算額1万円で、前年度と同額でございます。

4項出資金、本年度予算額104万4,000円で、前年度と比較しまして3.1%の増でございます。

5項国庫補助金、本年度予算額7,700万円で、前年度と比較しまして7.1%の増でございます。簡易水道施設整備事業国庫補助金でございます。

以上、収入合計は2億8,345万4,000円で、前年度と比較しまして15.8%の増でございます。

続きまして、支出でございます。

1項建設改良費、本年度予算額3億4,833万3,000円で、前年度と比較しまして20.6%の増でございます。主な内容としましては、千早浄水場の更新工事、千早地区の給配水管の更新など実施を予定いたしております。

2項企業債償還金、本年度予算額3,277万1,000円、前年度と比較しまして0.7%の減でございます。

以上、資本的支出合計、本年度予算額3億8,110万4,000円で、前年度と比較しまして18.4%の増でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対しまして不足します9,765万円は、損益勘定留保資金並びに消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

以上、簡単でございますが概略説明とさせていただきます。

○井上議長 ここで休憩を行います。

午後1時から再開いたします。

午後0時08分 休憩

午後1時00分 再開

○井上議長 午前中に引き続き再開いたします。

これより総括質疑に入りますが、平成28年度予算7議案につきましては、議会運営委員会において、それぞれ所管の常任委員会に付託する旨決定しておりますので、詳細な質疑は常任委員会をお願いいたします。

それでは、7議案に対する総括質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 平成28年度予算上程に当たり、村長の村政運営方針の所信について、日本共産党議員団を代表して質問いたします。

まず、3期12年の村政運営について伺います。

村政運営方針では、3期12年を振り返り、第2の夕張になってはならないと事業見直しや職員数の削減などを上げ、財政調整基金を13億円まで積み立てることができたとしています。しかし、村長はこの12年の間に、就任3年目の2007年4月に、第2の夕張になる、村が生き残るためには河内長野市との合併しかない、来年4月に河内長野市に編入合併することを突然表明し、合併を推進しました。2009年9月には合併は破綻し、千早赤阪村は、今、小さくても一つの自治体として残っております。

当時、住民の中には赤字再建団体になるよりは合併したほうがよいという世論があり、村を二分する大きな問題になりました。合併表明から断念表明までの2年間、赤字再建団

体に転落する、夕張のようになると言い続け、合併を強行しようとしてしました。この間、合併を推進してきたことへの反省、またその評価は表明しておられません。3期12年の節目の年であり、ことしは村長選挙も行われます。村政を預かる長として、合併はしなくてよかったと思っているのか、あるいはそうでないと思っているのかを、改めてお伺いします。

次に、まち・ひと・しごと総合戦略について伺います。

新年度の予算編成に当たり、国の進める地方創生が地方財政、まちづくりに大きく影響しています。国の平成27年度補正予算が平成28年1月28日に成立し、うち地方創生加速化交付金1,000億円が予算化され、2月中旬までに申請し、事業費の100%を国が交付するとなっております。また、28年度予算でも、地方創生に関連し地方創生進化のための新型交付金1,000億円が予算化され、これは事業費の半分が交付されることとなっております。いずれも、事業内容が先駆的かつPDCAサイクル計画実行評価改善、そしてKPI、キー・パフォーマンス・インディケーター、成果目標を組み込んだ自治体の自主的、主体的な取り組みに支援するとされております。

地方版総合戦略策定は努力義務とされ、策定期限は3月までとなっておりますが、本村の総合戦略は1月に策定されました。策定に当たっては、住民代表や産業界、行政機関、労働団体などの意見が反映されることが重要とされております。こうした制約がある中で、計画はしたものの評価されることがなければ交付金がおりにないのではないかという心配もありますが、村はこうした制約をどのように認識しておられるのか、お伺いいたします。

次に、庁舎建設について伺います。

庁舎建設については、村民の皆さんの御意見をお伺いしながら早期に基本設計を完成させるとしながら、くすのきホール跡地に建設することが既に既成の事実のように進められております。また、一日も早い防災拠点施設の完成を目指すともしております。役場は、防災拠点施設として重要であることと同時に、住民にとっての利便性はどうなるのかも大きな役割を果たすのではないのでしょうか。

くすのきホールの解体はもったいない、こういう意見は多くあります。庁舎建設について、住民の目線での再検討が必要ではないのでしょうか。住民説明会を開き、現庁舎への建てかえなどが再検討されるべきだと思います。

最後に、地域公共交通について伺います。

平成27年に引き続き、28年度も実証運行が実施されることとなっております。27年度の実証運行の教訓は何であったのか、そのことが活かされる内容にしなくてはなりま

せん。27年の運行は、買い物施設と路線バスの停留所につなぐというもので、役場やくすのきホールなど公共施設へのアクセス、また地域によっては運行されない地域もございました。28年度、実証運行は公共施設へのアクセス、そして公共交通が運行されない地域への対応も検討すべきではないかと思えます。

以上、総括質問とさせていただきます。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 答えいたします。

まず、3期12年の村政運営についてでございますが、御質問の河内長野市との合併につきましては、当時の村の財政状況等を勘案し協議、検討を進めたところでございますが、双方の協議が調わず見送ったところでございます。その後、徹底した職員削減や事業の見直しを行った結果、村民や職員に多大な負担をおかけしましたが、財政調整基金も約13億円積み立てられるまでになりました。今後、事業の選択と集中を行い、魅力ある村づくりに向け、しっかり取り組んでまいりたいと思えます。

次に、まち・ひと・しごと総合戦略についてでございます。

今回、本村が策定しました総合戦略において実施予定しております事業につきましては、定住人口や交流人口の増加を図り地域を活性化させるため実施するもので、交付金の対象外となる事業については過疎債や一般財源での実施を考えておりますが、実施した事業についてはPDCAサイクルにより事業効果を検証し、効果的、効率的に事業実施できるように努めてまいります。

次に、庁舎建設についてでございますが、分散している行政機能の集約、住民サービスの向上、防災拠点の整備などを目的に、今後さまざまな行政需要に応えるため、早期に推進してまいりたいと考えております。建設場所につきましても、現庁舎は急傾斜崩壊危険区域に位置しており、防災機能面において課題があること、またくすのきホール及び資料館を含めた効率的な施設運営ができるよう、くすのきホールを撤去し、その跡に新庁舎を建設する予定でございます。

住民説明会につきましては、基本設計案ができた段階で、パブリックコメントとあわせて実施し、広く村民の皆様の御意見を伺いながら基本設計を策定する予定でございます。

地域公共交通についてでございますが、昨年9月から10月に実施いたしました新公共交通実証運行の結果、住民アンケート調査を踏まえ、平成28年度の実証運行については定時、定路線型とデマンド型を組み入れた新たな実証運行案を、現在村公共交通協議会において検討を進めているところでございます。村民の皆さんには、具体的な内容が固まった段階でお示ししたいと思っております。

以上でございます。

○関口議員 要望だけ。

○井上議長 はい。

○関口議員 3期12年の間の合併問題については、当時としてはお金がないから仕方がなかったという答弁でしたけれど、それにしましても6,000人弱の小さい村ですけれども残りまして、村長はその運営に当たっていただいております。私は、こうした小さい村で長が目に見えるそういう大意というのは、やり方によっては素晴らしいことになると思うので、私は村が残ってよかったというふうに思ってるわけですが、そのことについては表明されませんでしたけれども、残ってるからこそ村長は次期も出られるということで、そのことを言うときたいと思います。

それから、総合戦略ですけれども、評価されない部分についても、その分は過疎債などで利用するとされております。私、ちょっと心配なのは、こごせっ子教育応援事業の中で、塾やお稽古事に補助を出すということを前に言われました。これの重要業績評価指標というのが書いてあるんですけども、これはテストの成績が全教科全国平均以上を維持するというふうに書いてあるんです。子どもたちにそのことを課して、そして全国平均以上をとれよということで塾へ行かすとか、それは私、とてもやないけれども子どもたちにとっては大きな負担となると思うんです。だから、こういう村で生き生き伸び伸びとやってこそ、成績の評価はどうなるかはわかりませんが、でもそのことが、将来伸び伸びと暮らせる村の子として成長していってくれると思うんです。こうした、子どもたちへの押しつけといいますか、それはやめてほしいなと思います。

庁舎建設についても、くすのきホール周辺には、それを潰すのはもったいないというのを、私ら村を回ってましたら、表立っては言えへんかっても渦巻いてるんです。そのことを村長に言うてと言うても、いや、それはという感じなんです。水面下では、本当に現庁舎への建てかえは無理なんかという声もあるということを御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○井上議長 続きまして、田中議員。

○田中議員 平政会の総括質問を行います。

まず1点目は、人口減少と今後の財政見込みについて、千早赤阪村は過疎自立促進計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、過疎脱却を目指しておられます。しかし、この効果があらわれるには一定の期間を要します。

昨年の国勢調査によりますと、前回と比較して637人減少し、5,378人となって

います。前回は6,015人であり、減少率は10.6%となります。普通地方交付税を算出する基準財政需要額の算定基礎である人口が10.6%減少すれば、基準財政需要額は単純計算で10.6%減少し、普通地方交付税は減額されることとなります。

1つ、これによる村財政への影響をどう見込んでいるのか。

2つ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の財源は、国交付金が50%になっている。今後、この交付金は何年間継続されるのか、また交付金が打ち切られた場合、総合戦略に支障を来すことになるが、その場合どう対処するのか。

3つ、総合戦略の個別の事業については予算委員会で聞くが、いわゆるばらまき事業は施策の効率が悪いために求められていない。予算執行に当たっては、ばらまき事業を行わないよう強く要望いたします。

次に、新庁舎建設について。

1つ、運営方針には、早期に基本計画を完了させるとあるが、その具体的な時期はいつごろと見込んでいるのか。

2つ、基本計画の作成に当たっては、建設費用、周辺整備費用、建設後の維持管理費用等の財政負担と、今後の村財政に及ぼす影響についての検討も行われているのか。

3つ、村は昨年スイセンの丘の土地を購入した。土地利用計画については、奉建塔周辺と新庁舎建設予定地であるくすのきホール周辺を一体として作成するとのことであったが、まだ報告を受けていない。いつ作成されるのか。

次に、(仮称)金剛山ビジターセンター建設について。

1つ、運営方針には、基本計画に基づき、今後建設に向けた具体的な調整を行うとあるが、基本計画はできているのか。

2つ、これまでの経過と今後のスケジュールをお聞きいたします。

以上で平政会総括質問は終わります。ありがとうございました。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 まず、人口減少と今後の財政見込みについてでございますが、地方交付税の基準財政需要額の算出については人口が重要な算出基礎となっております。そこで、平成22年度国勢調査の人口を今回の平成27年度国勢調査の速報値の人口に置きかえ、平成27年度の普通交付税算定表で試算しますと、基準財政需要額は約3,000万円減額となる見込みでございます。

一方、普通地方交付税については、平成27年度から新たに追加された人口増減が著しい地方公共団体への人口減少等特別対策事業費が本村に交付され、最終交付見込み額は当初予算額より約1億4,000万円の増加となっております。

また、本村の平成28年度普通交付税予算につきましては、人口減少等特別対策事業費の交付が本年度と同様に見込まれますが、平成27年度と同額とさせていただいております。

普通交付税は国の制度改正により大きく影響を受けるものであり、人口減少等特別対策事業費がなければ、自主財源が乏しい本村にとって基準財政需要額が3,000万円減額することは、財政運営上非常に大きな影響を受けるものと考えております。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてでございますが、今回創設されました地方創生推進交付金は、平成28年度からの地方版総合戦略の本格的な推進に向け創設された交付金でございます。

具体的な交付期間については、官民協働や施設間連携が図れている先駆的事業が含まれている事業は5年以内、先駆的優良事例の横展開を図る事業は3年以内、既存事業の隘路を発見し打開する事業についても3年以内となっており、その事業効果タイプにより交付期間が決定されることとなります。

交付金の採択に当たっては、申請事業数が2事業と制限されており、さらにより効果の高い事業が採択されやすくなることから、本村においては複数の事業を組み合わせ、横展開タイプ、隘路打開タイプのいずれかに各事業をパッケージ化し交付申請する予定であり、交付決定されれば、交付期間は最大3年と想定されます。

今回の本村が策定しました総合戦略において実施予定としております事業内容のうち、特定の個人や個別企業に対する給付経費については交付金対象外とされており、それらの経費については過疎債や一般財源での事業実施を考えております。

各事業につきましては、PDCAサイクルにより事業効果をしっかりと検証し、効果的、効率的に事業実施できるよう努めてまいります。

今後、本村においては新庁舎建設等のビッグプロジェクトも抱えていることから、自主財源である村税の確保や各事業への国、府の交付金の活用を図るなど、より一般財源の抑制に努めます。財政調整基金も13億円まで積み上げることができましたが、まだまだ厳しい財政状況にあるところから、前例踏襲といった既成概念を廃止、目的や効果、コストバランスなどあらゆる角度から検証を行い、持続可能な村政運営が確保できるよう、さらなる行財政改革に取り組んでまいります。

次に、新庁舎建設についてでございますが、新庁舎建設に係る基本設計の策定期間については、当初のスケジュールでは平成27年度末を予定しておりましたが、しかしながら具体的な検討を進めていく中で、法的手続に係る条件整理や庁舎の必要機能等の検討に時間を要することから年度内の策定は難しく、平成28年度へ繰り越しさせていただき、策



定作業を進めてまいりたいと考えております。

基本設計の策定期間については、パブリックコメントや住民説明会、実施設計の策定期間を考慮しながら、できる限り早期に策定する予定でございます。

次に、基本設計の策定に当たり、建設費用など財政負担と今後の財政に及ぼす影響の検討については、新庁舎建設基本計画における検討委員会の答申においても、財政状況を十分勘案し、新庁舎建設により住民サービスが低下することないように配慮することなどの意見をいただいているところでございます。

庁舎建設に当たっては、当然ながら財政計画との整合を図る必要があることから、現在新庁舎建設に係る必要経費の積算及び財源確保について検討を進めているところでございます。今後、この積算が完了した段階で、概算経費をお示ししてまいりたいと考えております。

奉建塔周辺整備構想につきましては、新庁舎を核として防災機能をあわせ持つ村民のいこいの広場や村外の方々との交流の場とする機能など、それぞれが有機的に連携できるようなゾーニングの設定を検討しており、3月末を目途に策定いたします。

(仮称)金剛山ビジターセンターについて、金剛山ビジターセンター(仮称)基本計画の策定については、昨年3月に委託契約を締結し7月に地元説明会を実施後、交通量調査や仮測量、仮鑑定を行い、本年3月末の策定に向け鋭意作業を進めており、今期定例会の全員協議会におきまして計画案を報告させていただく予定でございます。

○井上議長 続きまして、浅野議員。

○浅野議員 村長の村政運営方針に対する総括質問をさせていただきます。

まず1番目、過疎からの脱却についてということでもありますけれども、村は人口の減少、高齢化の著しい進展によりまして、平成26年4月過疎指定を受けることとなりました。その間、役場職員を初めとして、議会、村民の方の協力により財政状況も好転しております。村長は常々、今まで前例のない過疎からの脱却をと宣言されております。また、2040年、平成52年の人口を6,000人と展望も示されております。

1月に作成されましたまち・ひと・しごと創生総合戦略や人口ビジョンでも、人口減少がさらに進むことが予測されております。私も、人口が6,000人以上で、若者にも魅力ある村にしたいとの思いはありますが、なかなか簡単ではありません。村長は、どんな方策で村を立て直そうとしているのか、また抜本策はあるのか、お伺いしたいと思います。

2点目、高齢者の生きがいづくりについてであります。

少子・高齢化につきましては、全国的な問題でもあります。戦後の団塊の世代が高齢化

率を一層押し上げることとなっており、価値観の違いや結婚観の違いで結婚しない若者も多くいるのが現状であります。現在、村の高齢化率も40%を超えております。これからは、高齢者の活用や生きがいがづくりが非常に大切であると考えておりますが、村としての対策はどうか、お聞きしたいと思います。

3つ目、地域防災計画の見直しについてであります。

村内は平地が少なく、急傾斜が多いのが現状であります。ハザードマップの整備や防災機能を高めるためにも、地域防災計画の見直しが必要であると考えます。異常気象や、今後予想される大地震に対するためにも、見直しについての考え方をお聞きしたいと思います。

4つ目、観光事業の充実についてであります。

村は、風光明媚で四季折々の景観が来村者にとって最も喜ばれております。また、友人からもうらやましがられてもおります。地元に住んでいる私たちはそんな風景になれきって当たり前と考えている方も多いのが現状です。もっと観光に力も入れ村の集客力をアップすべきと考えますが、村長の考え方をお聞きします。

最後に5点目ですが、鳥獣被害対策についてであります。

高齢化と、若者の地域離れや後継者不足が原因である、村内の農地が荒れております。農作物の鳥獣被害が多いので、何とかならんのかとの相談をよく受けております。午前中には山形議員より視察報告がありましたように、先月奈良県五條市へ視察に行っていました。鳥獣被害対策は、村単独ではなく近隣の市町と連携して被害を少なくなるよう検討してはどうか、村長の考え方をお聞きしたいと思います。

以上の5点、よろしく願いをいたします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 まず、過疎からの脱却についてでございますが、本村の村づくりについては、第4次総合計画を基本に過疎地域自立促進計画や本年1月に作成したまち・ひと・しごと創生総合戦略により本村の地域特性や可能性を生かした施策に取り組むことにより、一流の村づくりを目指してまいりたいと考えております。こうした中、議員御質問の村を立て直すための方策でございますが、著しい人口減少が進む本村において、人口減少に歯どめをかけ、村民の誰もがいつまでも住み続けたいとなるような魅力づくりを行うことはもとより、村外の人に移住しやすい環境づくりを進めることが必要不可欠です。

本村の96%が市街化調整区域である本村において、定住者を呼び込むためには良好な集落環境を維持し、住宅などの建設が可能となる環境づくりの取り組みを初め、UIJターンを受け入れるための空き家等を活用した住宅の確保、教育環境の充実などを図り、あ

らゆる方面から定住人口増加に向けた取り組みを推進したいと考えています。

次に、高齢者の生きがいがづくりでございますが、本村の65歳以上の高齢者は40%を超えており、今後ますます高齢化が進むと予想されております。また、核家族化と高齢化の進行により、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加し、生活や心身の健康に不安を持つことが多く、要介護状態になるおそれも高くなります。高齢者に元気で生き生きと生活していただくためには生きがいと健康づくりが密接に関係しており、健康づくりから生きがいにつなげていくことが必要でございます。

そこで、平成28年度から介護予防事業として、これまでのふれあい元気教室に加え、健康長寿エクササイズ、シニアステップアップスクールなどの介護予防教室を実施してまいります。また、高齢者は豊かな経験、知識、技能を持っており、こうした能力を積極的に生かしていくことは高齢者の生きがいがづくりや介護予防、健康寿命の延長に大きな効果があることから、シルバー人材センターやボランティア活動、各地区福祉委員会における高齢者の集い、世代間交流、喫茶など、地域においてさまざまな活動が実施されております。今後、増加する高齢者に対しこのような活動に積極的に参加していただくために、地域における通いの場や介護予防の活動場所の情報提供を村広報紙やホームページなどにより行ってまいりたいと考えております。

地域防災計画の見直しについてでございますが、本村では平成25年3月に地域防災計画の改定を行ったところでございます。その後、災害対策基本法の改正や大阪府の地域防災計画が見直しされていることから、国や大阪府の動向を踏まえ、総合的な防災、減災体制の整備充実を図り、実効性のある計画とするため、現在改定作業を行っているところでございます。また、今回改定を行う本村の地域防災計画を踏まえ、避難場所運営マニュアル及び避難勧告等判断伝達マニュアルも改定し、村民の安全・安心の確保を図ってまいります。

次に、観光事業の充実でございますが、本村は金剛山や下赤阪の棚田など、歴史、文化、自然環境などの豊富な観光資源に恵まれております。近年は、海外から日本を訪れる観光客が増加しており、関西にも多く訪れています。このような観光客を本村に呼び込むためには、村内の小売店や飲食業、各種団体、行政が一体となって観光事業に取り組む必要がございます。また、平成28年度は、ロープウェイ開業50周年を迎え、ロープウェイ、香楠荘の運営も新たな指定管理者となり、新しい発想で観光事業を展開していくための重要な契機にしたいと考えております。

観光事業の発展は、交流人口の増加や雇用の創出、ひいては定住人口の増加にもつながることが期待されることから、村内の観光事業にかかわるものが個々に取り組むのではな

く、分野を超えた連携を図る仕組みを構築し、さまざまな事業展開を行ってまいります。

次に、鳥獣保護対策でございますが、有害鳥獣対策につきましては、従前より村で電気柵やワイヤーメッシュ等の鳥獣被害対策施設の設置に係る費用の補助を行っており、平成27年度からは補助のかさ上げを行い、対策の充実を図ってまいりました。イノシシの捕獲については猟友会に委託し1年間約100頭のイノシシを捕獲しており、アライグマ対策については捕獲用のおりを貸し出しております。今後も、これらの施策の効果的な精査をするとともに、近隣市や町とともにより効果的な対策について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○井上議長 これにて7議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第26号から議案第32号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、それぞれ所管の総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

平成28年度予算に、新庁舎建設関係経費を計上していることから、7人の委員で構成する庁舎建設特別委員会を設置し、今後新庁舎関連事業を検討したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、7人の委員で構成する庁舎建設特別委員会を設置し、新庁舎関係の問題を検討することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました庁舎建設特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により議長が会議に諮って指名することになっておりますが、本特別委員会は全員の議員をもって構成する特別委員会でありますので、議長からの指名を省略したいと思っておりますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議長からの指名を省略することとし、全員の議員を庁舎建設特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、ただいま選任されました庁舎建設特別委員会の委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで暫時休憩に入り、議長室で庁舎建設特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いします。

午後1時38分 休憩

午後1時40分 再開

○井上議長 休憩に引き続き会議を開きます。

庁舎建設特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告させます。

○松村議会事務局長 御報告申し上げます。

庁舎建設特別委員会委員長に田中議員、副委員長に浅野議員。

以上でございます。

○井上議長 以上のとおり互選されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでした。

午後1時42分 散会

平成28年第1回千早赤阪村議会定例会会議録（第3号）

1. 招集年月日

平成28年3月18日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

|    |      |    |       |
|----|------|----|-------|
| 1番 | 井上昭司 | 2番 | 関口ほづみ |
| 3番 | 徳丸幸夫 | 4番 | 浅野利夫  |
| 5番 | 清井浩  | 6番 | 田中博治  |
| 7番 | 山形研介 |    |       |

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 松村典英 主査 井ノ本純一

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

|                |      |         |      |
|----------------|------|---------|------|
| 村長             | 松本昌親 | 副村長     | 吉田裕彦 |
| 教育長            | 矢倉龍男 | 人事財政課長  | 菊井佳宏 |
| 会計管理者兼<br>総務課長 | 中野光二 | 住民課長    | 池西昌夫 |
| 健康福祉課長         | 和田博幸 | 健康福祉課参事 | 西口美和 |
| まちづくり課長        | 森田洋文 | 理事      | 高橋昭二 |
| 施設整備課長         | 赤阪秀樹 | 理事      | 西川浩和 |
| 理事             | 松本賢一 | 教育課長    | 北浦秀明 |
| 教育課参事          | 近藤和浩 |         |      |

7. 議事日程

日程第1 議案第7号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例について（委員長報告）

日程第2 議案第8号 千早赤阪村行政不服審査会条例制定について（委員長  
報告）

日程第3 議案第9号 千早赤阪村男女共同参画推進条例制定について（委員  
長報告）

日程第4 議案第10号 千早赤阪村税特別措置条例制定について（委員長報

告)

- 日程第 5 議案第 1 1 号 千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定について (委員長報告)
- 日程第 6 議案第 1 3 号 千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について (委員長報告)
- 日程第 7 議案第 1 4 号 議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 8 議案第 1 5 号 特別職の職員の給与に関する条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 9 議案第 1 6 号 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 1 0 議案第 1 7 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 1 1 議案第 1 8 号 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正について (委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 1 9 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について (委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 2 0 号 河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について (委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算 (第 8 号) について (委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 2 4 号 平成 2 7 年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) について (委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 2 5 号 平成 2 7 年度千早赤阪村水道事業会計補正予算 (第 2 号) について (委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 2 6 号 平成 2 8 年度千早赤阪村一般会計予算について (委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 2 7 号 平成 2 8 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について (委員長報告)

- 日程第19 議案第28号 平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第20 議案第29号 平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第21 議案第30号 平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第22 議案第31号 平成28年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について（委員長報告）
- 日程第23 議案第32号 平成28年度千早赤阪村水道事業会計予算について（委員長報告）
- 日程第24 議案第33号 副村長の選任について
- 日程第25 議案第34号 平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第26 議案第35号 平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第27 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第28 過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第29 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第30 一般質問



午前9時59分 開議

○井上議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成28年第1回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○井上議長 日程第1、議案第7号から日程第16、議案第25号までの16議案及び日程第17、議案第26号から日程第23、議案第32号までの7議案につきましては、3月4日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、議案第7号から議案第25号までの16議案について委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

次に、議案第26号から議案第32号の7議案について、委員長報告をいただきます。総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第16、議案第25号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第2号）についての16議案を一括議題といたします。

まず、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、議案第8号千早赤阪村行政不服審査会条例制定について、議案第9号千早赤阪村男女共同参画推進条例制定について、議案第10号千早赤阪村税特別措置条例制定について、議案第11号千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定について、議案第13号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第14号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、議案第15号特別職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第16号教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正について、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第18号一般職の職員の特殊勤務手当

に関する条例等の改正について、議案第19号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について、議案第20号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について、議案第23号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）の総務民生所管分についての14議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました議案14件の審査を行うため、3月7日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について及び議案第8号千早赤阪村行政不服審査会条例制定についての2議案を一括議題として審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審議において、不服申し立ての件数はどれくらいあったのかの問いに、過去に固定資産の審査申し出が1件あった。また、委員3名の内訳はどの問いに、第三者機関に諮問することから、弁護士2名と大学の法学部教授1名を予定している。行政不服審査会は河南町や太子町などと広域で行う話はなかったのかとの問いに、法規関係の旧市町村で共同設置できないか勉強会を行った。将来的に共同で設置することも視野に入れながら、今後検討していくとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第7号及び議案第8号の2議案は、本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号千早赤阪村男女共同参画推進条例制定について審査の結果を報告いたします。

審議において、男女共同参画推進条例となっているが、この推進というのは各行政が今回同じようにつくっているのかとの問いに、現在大阪府下で10市町村ぐらいが制定していない、今回男女共同参画基本法の第9条に、地方公共団体としての責務が表示されており、平成18年に村の推進計画を策定し、今回第2期の計画を作成しており、その実効性と計画性をより確保するために条例を制定する。村では、今までセクハラ、パワハラなどで問題があったのかとの問いに、村での件数は少ないがDVなどの相談はあった。制定後の本条例の周知方法など質問がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第9号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号千早赤阪村税特別措置条例制定について審査の結果を報告いたしま

す。

審議において、この条例の適用は過疎法に基づくものと地域再生法に基づくものの両方あるが、過疎法の適用地域はどの地区になるのかとの問いに、千早赤阪村全域となっているが、実際建築等になれば市街化地域になる。地域再生法地方活力向上地域は、森屋、水分、桐山、二河原辺、川野辺の5地区の市街化地域が対象とのこと。また、情報通信利用事業とは具体的にどのような事業なのかとの問いに、いわゆるコールセンター、商品の権利相談、売買契約を電話で行う事業を指しているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第10号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定について審査の結果を報告いたします。

審議において、ふるさと納税は年々ふえているが、今回の制度はどこの会社に依頼するのかとの問いに、4月以降はJTB西日本に事務委託する。また、村の実績は年間130万円から150万円程度の寄附金で、件数は10件から15件ほどだが、業者委託することにより4倍から10倍程度ふえている実績があるので期待しているとのことでした。

寄附金の使用目的はどのように使うのかの問いに、村政に関する事業と記載しているが、寄附金に応じて今後検討していくとのことでした。

寄附者への返礼商品については、JTBを通じて、村内業者だけでなく村外業者も含め、広く人気のある商品を検討中である。額は、基本的には寄附額の半額を考えている。また、委託業者には寄附金額の12%を事務委託料として一括して支払うとのこと。

寄附者への地元特産品等の贈呈と条例にあるので、開発の努力を、また皆さんからいただいた大事な基金であるから、使い道には十分精査してほしいなど、意見がありました。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第11号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について審査の結果を報告いたします。

審議において、入所定員の数29人以下としているが、以前からそうなのかとの問いに、今回新たに追加された地域密着型通所介護施設は定員が18名、現在村内のグループホームはなすなの里と夢の家の2施設、今回追加の地域密着型通所介護施設は、現在村内にはないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第13号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第14号議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、議案第15号特別職の職員の給与に関する条例の改正について、議案第16号教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正について、議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての4議案を一括議題として審査を行いましたので、結果を報告します。

審議において、現在給与等をカットされている職員はいるのかの問いに、給与カットではないが、平成27年度より給与の総合的見直しにより本給が下がっている職員がおり、その職員に対し現給を保障している。初任給が国家公務員に準じた額で、周辺の自治体に比べて下回っている。また、改定の影響額は全体で550万円増とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号の4議案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正について審査の結果を報告いたします。

本議案は、地方公務員法等の改正によるものであり、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第18号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号千早赤阪村国民健康保険条例の改正について審査の結果を報告いたします。

審議において、今回の改正に該当する対象者は何人いるのかとの問いに、医療分9世帯、後期高齢者支援金分29世帯、介護分11世帯が平成27年度本算定の所得での該当世帯、また限度額を引き上げることにより、1人当たり519円が保険料が軽減される。今回、国基準が50万円に引き上げられ、村は52万円に引き上げるが、府下の保険料の賦課限度額の状況はどうかとの問いに、平成26年度府下で限度額を下回っている市町村は、本村を含め6市町村。国保事業の広域化で賦課限度額はどうなるのかとの問いに、平成30年度広域化に向けて、大阪府と市町村の代表で同じ賦課限度額を設定することを目標に、現在調整中とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第19号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議について審査の結果を報告いたします。

審議においては、事務所を変更することによる特徴か弊害はあるのかとの問いに、住民に対して特にメリット、デメリットはないが、職員は審査会場に出向くので、村が担当の

ときは職員の移動がなく事務ができるメリットがある。事務については、2年ごとに河南町、太子町、千早赤阪村が順番に変更していくとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第20号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、保育緊急確保事業であるが、事業内容はとの問いに、今回の返還金の事業は、地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業などの事業の精算によるもの。繰越明許費の新庁舎建設基本設計業務は、どの程度までするのかとの問いに、現在策定に向け作業中で、開発に関する法的手続や諸問題で年度内にできないので、次年度への繰り越しを願うことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第23号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第23号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）の文教建設所管分について、議案第24号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第25号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第2号）についての3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野委員長。

○浅野文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、3月8日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第23号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、青年就農給付金150万円が減額されているが、応募者があったのかなかったのか。なかったら減額したのかとの問いに、当初予算で年間分3名と半年分1名

を計上していたが、うち2名については昨年度より給付していた。1名についても就農相談を受けていたが、就農に至らなかったことによる減額とのことでした。今後、予算を組みながら執行できないことのないようにきっちりとやっていただきたいとのことでした。

教育委員会職員の退職の理由はとの問いに、本人の一身上の都合による退職とのことでした。また、年度末の退職であるが欠員分は十分対応がとれるのかとの問いに、教育委員会の職員の退職ではあるが、全庁的に職員配置を考えるが、それでも不足のところがあれば非常勤職員で対応するとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第23号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算（第3号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、提案理由のとおり、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の補正であり、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第24号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算（第2号）について審査の結果を報告いたします。

審議においては、提案理由のとおり、人事院勧告に基づく給与改定による人件費の補正であり、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第25号は本会議において原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第7号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

（「意見なし」との声あり）

○井上議長 これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第8号千早赤阪村行政不服審査会条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第9号千早赤阪村男女共同参画推進条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第10号千早赤阪村税特別措置条例制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第11号千早赤阪村ふるさと応援基金条例制定に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第13号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第14号議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第15号特別職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第16号教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありますか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第17号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第17号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第18号一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例等の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第18号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第19号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第19号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第20号河南町、太子町及び千早赤阪村介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第20号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第23号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第23号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第24号平成27年度千早赤阪村下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第24号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号平成27年度千早赤阪村水道事業会計補正予算(第2号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第25号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 続きまして、日程第17、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算についてから日程第23、議案第32号平成28年度千早赤阪村水道事業会計予算についての7議案を一括議題といたします。

まず、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算総務民生所管分について、議案第27号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について、議案第28号平

成28年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、議案第29号平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算についての4議案について、総務民生常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました平成28年度予算4議案の審査を行うため、3月10日午前10時から松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

初めに、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算について審査の結果を報告いたします。

総務民生常任委員会所管の議会費及び総務課、人事財政課、住民課、健康福祉課の歳入歳出についてそれぞれ各担当課より詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行い、議案第26号の総務民生所管分についての質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第26号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号平成28年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

事業勘定、直営診療所施設勘定の歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行い、議案第27号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第27号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行い、議案第28号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第28号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行い、議案第29号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第29号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な質疑の内容につきましては、後日委員会記録をごらん

いただきたいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算についての文教建設所管分について、議案第30号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について、議案第31号平成28年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について、議案第32号平成28年度千早赤阪村水道事業会計予算についての4議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

浅野委員長。

○浅野文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をいたします。

去る3月4日の本会議において付託を受けました平成28年度予算4議案の審査を行うため、3月9日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算について審査の結果を報告いたします。

文教建設常任委員会所管の教育委員会教育課、まちづくり課、施設整備課の歳入歳出についてそれぞれ詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。このような経過を経て議案第26号の文教建設所管分についての質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、賛成2人、反対2人となり、可否同数でありましたので、委員長において決裁することとなり、委員長は議案第26号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと採決いたしました。

次に、議案第30号平成28年度千早赤阪村下水道事業特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。このような経過を経て議案第30号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第30号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号平成28年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算について審査の結果を報告いたします。

歳入歳出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。こ

のような経過を経て議案第31号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第31号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成28年度千早赤阪村水道事業会計予算について審査の結果を報告いたします。

収益的収入支出または資本的収入支出について詳細に朗読説明を受けた後、質疑に入り慎重に審査を行いました。このような経過を経て議案第32号の質疑を終結した後、採決を行いました。採決の結果、全員賛成となり、議案第32号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をごらんいただきたいと思っております。

以上で委員長報告を終わります。

○井上議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

徳丸議員。

○徳丸議員 議案第26号議案平成28年度千早赤阪村一般会計予算について、共産党議員団を代表して、反対の立場で討論をいたします。

平成28年度の国家予算の概要は、2017年4月消費税10%への増税を前提としたものになっている上、安全保障関連法案の成立を受けて編成された軍拡予算でもあります。また、27年度の補正予算の中には、28年度の概算要求の中から前倒しされたものも含まれています。夏の参議院選挙に向けて、低所得者の高齢者などに対して3万円ずつ配るという選挙目当てとの批判のあるものも含まれております。

村28年度予算についてですが、28年度の村長の3期12年の締めくくりの年となります。この12年の間に、第2の夕張になると村民をおどし、河内長野市との合併を強行しようとしてきました。共産党議員団は、身の丈に合った村政運営の見直しと、自立できることを主張し、合併に反対をしてきました。合併は破綻をし、千早赤阪村は小さくても1つの自治体として残っております。本定例議会の総括質問で、合併を強行しようとしたことへの反省と、合併しなかったことの評価を求めました。しかし、それらについての答弁は

なく、この間にも表明はありませんでした。村政を預かる長として、けじめをつけるべきではありませんか。

また平成26年、大阪府下で初めて過疎地域に指定されました。村長は、いまだ見ぬ過疎からの脱却を目指すことをたびたび表明しておられます。過疎からの脱却をするための定住人口の増加、財政指数のクリアなど、はっきりしておりません。国の進めるまち・ひと・しごと総合戦略に便乗して、村の総合戦略は策定されました。人口増加策の一環として、コンビニを誘致するとしておりますが、2040年の目標人口を6,000人と設定しておりますけれども、コンビニで定住人口がふえるのか、甚だ疑問であります。空き家住宅の思い切った活用、村営住宅の建設など、具体的な施策が必要ではありませんか。

28年度予算には、役場庁舎新庁舎建設実施計画業務委託料など、関係経費が6,870万円計上されております。住民の皆さんからくすのきホールを壊すのはもったいない、現庁舎への建てかえを求める意見も出ております。庁舎建設の住民説明会を求め、場所についても現庁舎の建てかえも含めた検討を求めます。

子育て支援政策の人口増加策が求められております。学校給食費の無料化、高校卒業までの医療費助成を求めます。

28年度予算には、私たちが求めてきた空き家住宅の活用や引っ越し費用補助、公共交通確保関連などの予算も盛り込まれ、評価すべきものもありますが、さきに述べた項目を求めて反対討論いたします。

以上です。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

清井議員。

○清井議員 議案第26号平成28年度千早赤阪村一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

平成28年度千早赤阪村一般会計の予算の内容につきましては、村長の所信表明及び各担当課からの詳細な説明を得たところでございます。

本村は、第4次総合計画を村づくりのための基本方針として位置づけ、各種施策を進めることといたしております。また、国においては人口減少と将来展望を踏まえた上で、地域の実情に合った地方創生のための総合戦略の取り組みを強力に推進しております。

このような状況と社会情勢の中、本予算につきましては第4次総合計画を基本に、村の自立促進と地方創生を目指し、安全・安心で元気な村づくりに重点を置いた各福祉保健施策の充実や、防災対策、生活環境の整備、教育環境の充実整備、また農林業の振興や観光施策等について、国の財政支援などを活用しながら計画的かつ効率的に事業を行い、最少



の経費で最大の効果を上げるべく予算計上されており、一定の評価をいたすものでございます。

今後も引き続き、住民ニーズを的確に把握し、住民目線で事業を行うことはもちろんのこと、重点的な施策を推進するとともに、財政健全化に配慮し、安定した行財政運用に努められることをお願いして、賛成討論といたします。

○井上議長 ほかに討論はございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第27号平成28年度国民健康保険特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第28号平成28年度介護保険特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

関口議員。

○関口議員 議案第28号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論いたします。

介護保険制度は、高齢化が進む中、高齢になっても安心して介護が受けられようにと始まり定着しました。村の地域包括支援センターは、その相談窓口として重要な役割を果

たしております。この制度により、多くの高齢者またその家族が助けられております。

ところが、国は2015年度から介護保険法の大解約を実施し、要支援の介護給付費の打ち切りで市町村が実施する事業に丸投げすることとなり、市町村によってサービスに差が出てくるようにもなりました。また、特養ホームの入所は要介護3以上に制限することや、利用者負担増も実施しました。これによって、これまで介護保険制度で救われてきた高齢者が利用できないなどもあらわれております。さらに、村の介護保険料は第5期基準額4,760円から、第6期は6,230円に引き上げられ、府下41市町村の中で5番目に高い保険料となりました。一般会計からの繰り出しなどによって保険料を引き下げることが求めます。

地域包括支援センターは、平成21年から村が直接運営することになりました。高齢者とその家族にとって介護、日常生活の相談、具体的なケアプランを立てる重要な機関となっております。ところが、重要な介護支援専門員、ケアマネジャーですが、村職員ではなく非常勤職員であり、最長5年契約になっております。村のことがよくわかってもらえたところには、新人のケアマネさんに交代することとなり、高齢者、家族にとっても不安の多いところでは、ケアマネジャーの身分は、村職員あるいは期限を長くするべきではないかと思っております。そうした改善を求め反対討論いたします。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

山形議員。

○山形議員 議案第28号平成28年度千早赤阪村介護保険特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、高齢者の心身健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助、支援を包括的に担う地域包括支援センターを中心に、高齢者が継続的に生きがい、役割を持って生活できるよう介護予防事業の機能強化を図り、医療と介護の連携の推進に努め、認知症高齢者支援に取り組まれており、また介護サービスについては、第6期計画の給付実績を検証の上編成されるなど、介護保険の適正運営に努められているものと考えます。よって、私は本予算案に賛成するものであります。

○井上議長 ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第29号平成28年度後期高齢者医療特別会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

関口議員。

○関口議員 議案第29号平成28年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論をいたします。

平成20年に導入された後期高齢者医療制度は、75歳になった途端に国保や健保など公的医療保険から切り離され、収入ゼロの人からも保険料を徴収し、別建ての医療制度に囲み込む世界でも例のない制度です。制度開始直後には、うば捨て山と国民の怒りの中で、保険料軽減や差別的な診療体系の停止など、部分的見直しが行われましたが、今なお制度の根幹は温存されております。全国では、短期保険証の発行や滞納者に対する差し押さえなど、厳しい対応や制裁措置が行われるなど、容認できません。

平成26年4月、4回目の保険料改定が行われ、村でも平成25年度の1人当たり保険料8万5,631円が、26年度には9万1,131円に引き上げられました。平成28年度は5期目の保険料改定となり、均等割については5万2,607円から5万1,649円になり、約1,000円引き下げられる予定ですが、所得割を加算しますと例年並みの保険料になります。

低所得者への保険料軽減措置は平成28年度は行われますが、政令改正により段階的に縮小、廃止するとしております。保険料を最大9割軽減してきた措置が廃止されると、これまでの2倍から10倍になる可能性があり、心配されております。

近年、老後破産、下流老人といった高齢者の生活困窮実態がクローズアップされております。村でも、サラリーマンとして普通に生活してきた人が、妻の介護費用などがかさみ、いきなり生活が苦しくなっているといった事態もあらわれています。消費税増税に加えて保険料まで引き上げられれば、高齢者の生活は困難になり、健康も守れないのが実態です。高齢者の生活を脅かす後期高齢者医療制度に反対し、本予算案にも反対するものです。

○井上議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

浅野議員。

○浅野議員 議案第29号平成28年度後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論をいたします。

日本が世界に誇れる国民皆保険制度を維持していく上で、後期高齢者医療制度は制度成

立、設立以降、重要な役割を担っていると考えます。また、昨年に引き続き、軽減対象者の拡充がなされており、低所得者層の負担軽減も図られています。本議案は、後期高齢者医療制度の保険料の徴収業務や被保険者証の引き渡し、各種届け出の受付など、法律に基づく制度の運用に必要な事務経費及び被保険者の皆さんが納められる保険料等について、計上しているものであります。

今後も、後期高齢者の被保険者の皆さんが安心して医療を受け続けられるよう、広域連合との連携を密にさせていただき、安定した制度運営がなされることを要望いたしまして、賛成討論といたします。

○井上議長 ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成4名 反対2名)

○井上議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第30号平成28年度下水道事業特別会計予算についてについての討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第31号平成28年度金剛山観光事業特別会計予算についてについての討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第32号平成28年度水道事業会計予算についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第24、議案第33号副村長の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第33号副村長の選任についてでございます。

副村長の吉田裕彦氏が3月31日をもって一身上の都合により退職することから、新たな副村長に清水秀都氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、御提案申し上げる次第でございます。

清水秀都氏の経歴につきましては、昭和54年4月に大阪府職員に採用され、平成18年4月から総務部市町村課課長補佐(泉南市に理事として派遣)、それから平成20年4月から総務部市町村課総括課長補佐、平成24年4月から健康医療部地域保健感染症課参事、平成26年4月から健康医療部地域保健課参事、平成27年4月から健康医療部地域保健課長を歴任されております。

現在村では、第4次総合計画に基づく行政運営とともに、村づくり経営計画による行財政改革、過疎地域自立促進計画、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進など諸課題が山積しております。

このような状況の中、清水秀都氏は豊かな知識と経験をお持ちで、行政運営に精通されており、副村長として最適任と考え、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、御同意いただけますならば、4月1日付で選任したいと考えております。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由といたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 今村長から4月1日から着任していただけるようですけど、任期は何年間でしょうか。

○井上議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 副村長の任期につきましては、4年間となっております。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第33号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第33号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案に同意することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

しばらくお待ち願います。

ただいま副村長として議会の同意されました清水秀都氏にお越しいただきました。一言御挨拶お願いいたします。

○清水秀都氏 おはようございます。

一言御挨拶申し上げます。

ただいま副村長の選任に関して同意をいただきました清水でございます。本当にありがとうございます。

今後、村の発展のため、また村民の皆さんの福祉の向上のため、微力ではございますが全力を傾注してまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

また、今村のほうは少子・高齢化あるいは人口減少社会にいち早く入られ、また財政につきましても、これまで幾多にわたる行財政改革を実行されてまいりましたが、依然厳しい状況というふうに伺っております。村長先頭に、職員の皆さんとも協力しながら、よりよい村づくりを目指して全力で取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議会の先生方におかれましても、御指導、御鞭撻賜りますよう、よろしく願いを申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。今後ともよろしく願いを申し上げます。本日はありがとうございました。

○井上議長 どうもありがとうございました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第25、議案第34号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第34号は、平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)についてでございます。

歳入歳出それぞれ6,860万円を増額いたしまして、予算総額を32億1,210万2,000円といたすものでございます。

主な内容でございますが、12月18日付で閣議決定されました地方創生加速化交付金に伴う経費や、村立中学校屋上防水補修費用などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りま

すようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第34号平成27年度千早赤阪村一般会計補正予算(第9号)につきまして御説明申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。

1ページの第2条としまして、繰越明許費でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

第2表繰越明許費で、6款商工費、1項商工費、事業名金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業で、国の地方創生加速化交付金を活用した事業でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入歳出事項別明細書の3歳出でございます。

6款商工費、1項商工費、3目観光費、補正額6,820万円の増、全額国庫支出金で、ちはやあかさか魅力向上プロモーション事業委託料と金剛山の里ツーリズムビューロー推進事業交付金でございます。なお、この経費につきましては全額国庫支出金となっておりますが、国の事業の採択状況によりまして、事業内容や事業費の精査、そしてまた財源更正をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額40万円の増、全額一般財源で、村立中学校の天井剥落による修繕費でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

8ページ、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額6,820万円の増でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額40万円の増でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

○浅野議員 今説明いただきまして、観光費、国が全額出していただけるようなので、100%とれるように頑張っていたきたいと思います。

あと、教育費なんですけれど、今説明では天井剥落という説明だったんですが、この前耐震工事が終わったばかりではないんですか。耐震工事が終わってから何年になるんです



ようか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 3年経過してるんですけども、それで今回こういう落ちたことがありましたので、その施工業者に現場も確認していただきました。ただ、今回の剥落した部分については、そのときの工事とは直接因果関係はないということで、応急的な措置だけをしている状態で、改めて別途補修工事が必要であるということでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 それを見ていただいて、工事とは全く関係のないことなのか、やはり工事につきましては瑕疵担保期間とか絶対あるはずなんで、その期間にもし該当するならば、当然施工業者にやっていただくのが正当かと思うんですけど、どうなんですか。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 もちろんおっしゃるとおりで、その可能性もあるかもしれないから、その施工業者に見ていただいたと。ただ、その業者も誠意を持って見ていただいた結果、今回はそういうこととはちょっと関係ないということで、これはまた別途する必要があるということでございます。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 施工業者に見ていただいたちゅうのは、大体普通業者は自分と関係ないというふうに突き放すんですよ。だから、こちらが主体的になって、これは関係ある、ないというのは判断するのは業者じゃなくて教育委員会じゃないですか。私はそう思いますけれど。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 施工業者に見てもうたんですけど、設計業者、管理した業者ですね、そちらも相談させていただいて、それで管理業者にも相談しましたら、そういうところとは関係ないということございました。

○浅野議員 関口議員。

○関口議員 国の平成27年度補正に伴う商工費に関連してですけども、100%国が持つということで、みんな取り合いというか、申請する市町村も多いかと思うんですけども、これの申請は2月中か何かに一応枠組みというか、そうしたことを申請した上で今回この予算を計上されたと思うんですけど、その辺の経過で見通しといたしますか、お尋ねしたいと思います。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 地方創生の加速化交付金につきましては、年明けの1月から国に

対する事前相談という形で行っております。それを受けて、御指摘のあった箇所につきまして修正等を加えまして、2月10日に大阪府を通じて申請をいたしております。内示につきましては、今月中旬以降ということでお伺いをいたしております。

以上でございます。

○浅野議員 関口議員。

○関口議員 中旬以降ということは、もうそろそろ内示もあるかと思えますけれども、府のほうに2月10日に申請して、その上で国に申請してるということですので、オーケーの出る可能性はあるかと思いますが、その辺は100%国のほうで持ってもらえるということで村のほうとしては考えておられるのか、お尋ねします。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 本国の補正予算額で1,000億円ということで、既に可決をされておるところでございますけれども、申請が1,200億円ぐらいというふうにお聞きをいたしております。ですので、200億円分が金額だけでいいと見ていただけないというふうになろうかと思えます。ただ、事業内容につきまして精査されておることと聞いておりますので、村のほうからは事前相談もしながら、一定の御指摘を受けたところも修正しながら申請したというところがございます、全額つくことを願っております。

以上です。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 よくわからないんで説明してほしいんですけど、ツーリズムビューローというのは具体的にどういう事業をやるのか、推進するんかちょっと教えてほしいんですけど。それともう一つ、この事業に関して職員がどういう配置になるんか、そのことも教えてください。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 今回申請させていただいております金剛山の里ツーリズムビューロー観光推進事業という形になりますけれども、ツーリズムビューローというのは、いわゆる観光局的なイメージで持っておりまして、事業概要といたしましては、もちろん村も含めまして観光協会でありましたり、農林や大阪府さん等、あとまた地域の住民の方、NPO等も一緒に入ってくださいまして、ツーリズムビューローという形の組織をつくっていきたくて思っております。その中で、民間手法を取り入れて、金剛山を初めとします村の観光を一体的にツーリズムしていただけるような事業を展開していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○森田まちづくり課長 もちろん村のほうもかかわりますので、うちのまちづくり課が主幹としてかかわっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第34号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第26、議案第35号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第35号は、平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてでございます。

事業勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ1,741万円を追加いたしまし

て、予算総額を11億3,258万4,000円とするものでございます。

内容でございますが、歳出における一般被保険者療養給付費、高額療養費を増額補正するものでございます。財源につきましては、国庫支出金、前年度繰越金及び財政調整基金繰入金を充てるものでございます。

詳細につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○井上議長 詳細説明を池西住民課長。

○池西住民課長 それでは、議案第35号平成27年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明申し上げます。

10ページをお開きください。

歳出でございます。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、今回補正額3,220万1,000円の増で、財源内訳は国庫支出金832万5,000円、一般財源2,387万6,000円でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、今回補正額913万4,000円の増で、財源内訳はその他1,295万9,000円の増、一般財源382万5,000円の減でございます。この療養給付費と高額療養費につきましては、さきの1月臨時議会におきまして増額補正の承認をいただいたところですが、1月診療3月支払い分において1件2,000万円の超高額レセプトがございましたので、予算不足になることから、今回追加補正するものでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金、今回補正額209万3,000円の減で、財源内訳は全額その他209万3,000円の減でございます。

2目保険財政共同安定化事業拠出金、今回補正額2,183万2,000円の減で、財源内訳はその他1,912万2,000円の減、一般財源271万円の減でございます。この2つの共同事業拠出金は、拠出額確定による補正でございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

4款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金、今回補正額832万5,000円の増で、普通調整交付金の増額見込みによるものでございます。

9款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、今回補正額1,086万6,000円の増でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、今回補正額1,912万2,000円の減でございます。この2つの共同事業交付金は、交付額確定による補正でございます。

11款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、今回補正額1,481万5,000円の増でございます。これは、給付費の増加に対し、基金を取り崩すものでございます。ただし、今回補正いたします歳出の療養給付費につきましては、最終4月に支払いがでございます。この支払いの金額を今回最大で見込んでおりますので、4月の請求金額の増減により決算で基金を取り崩さないことも想定できますので、お含みおきくださいますようお願いいたします。

12款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、今回補正額252万6,000円で、前年度からの繰越金でございます。

以上、簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○井上議長 これより本案に対する質疑に入ります。

浅野議員。

今歳出で2,000万円を超える超支払いレセプトがあるということですがけれども、これは例えば、高額だったら想像されるのが心臓の手術とかあるんですけど、どこを手術されてるんでしょうか。

○井上議長 池西課長。

○池西住民課長 今回、心臓手術ということで、植込型補助人工心臓ということの手術をされましたので、超高額となりました。

以上でございます。

○井上議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○井上議長 ほかにないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○井上議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○井上議長 これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第27、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の清井委員長から閉会中に次期議会の会期日程の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第28、過疎地域自立促進特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、過疎地域自立促進特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○井上議長 議事日程第29、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の田中委員長から閉会中に所管事務の調査を

行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○井上議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩いたします。

11時35分から再開いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時36分 再開

○井上議長 再開いたします。

一般質問に入る前に、吉田副村長のほうから報告がございます。

○吉田副村長 先ほど、今回の補正予算の関係で金剛山の里ツーリズムビューローについて、国の状況がまだわからないということでございましたけれども、先ほど市町村課のほうから連絡がありまして、要求が6,820万円に対して600万円減の6,220万円で交付決定がされるという報告を受けております。これに伴いまして、予算についてはもう既に今御議決もいただきまして、6,820万円という形でさせていただきますけれども、執行の段階で修正をさせていただくということで、6,220万円の予算が措置されたという御報告だけさせていただきます。よろしく申し上げます。

~~~~~

○井上議長 議事日程第30、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。通告に基づき、以下2点について質問いたします。

初めに、思い切った子育て支援で人口減少にストップをかけ、定住人口の増加を求めます。

全国で進む少子・高齢化の中で、国は地方創生や人口減少対策を盛り込んだまち・ひと・しごと総合戦略を策定し、これに基づき全国で地方版まち・ひと・しごと総合戦略が作成されているところです。

村でも、ことし2月に千早赤阪村まち・ひと・しごと総合戦略が策定されました。昨年の国勢調査で、村の人口は5,378人と、5年前、平成22年の国勢調査から637人減少しました。平成28年度は、全国で地方版総合戦略が実施され、人口増加策のための子育て応援は、全ての自治体で取り組まれます。村でも子ども子育て支援を計画していま

すが、この際近隣では実施していない思い切った子育て支援で、若い世代を呼び込む必要があるのではないのでしょうか。そのために、学校給食の無料化と子ども医療費助成を高校卒業まで拡大することを求めます。

学校給食の無料化については、昨年12月議会でも取り上げたところでございます。村総合戦略と村総合計画第6期実施計画には、こごせっ子教育応援事業が計画されています。こうした内容を踏まえ、村学校給食費の無料化を実施することを求めます。

学校給食の無料化を実施している自治体は、全国でもわずかですが、近畿では兵庫県の相生市、平成27年度から京都府の伊根町、人口2,300人が給食費の無料化を実施しております。

子ども医療費助成を高校卒業まで実施しているところは、近年増加をしております。大阪府では、寝屋川と豊能町で実施されております。村の子ども医療費助成については、府下でも早い時期から中学校卒業まで実施され、そのことがきっかけで千早赤阪村に移り住んだ子育て世代が何件かあります。非正規雇用と低賃金の暮らしの中で、若い人の間ではどの市町村で子育てをすればお得かといったことも話題になっております。豊かな自然の中で伸び伸び子育てできる上に、子育て支援もある千早赤阪村で人口減少策を進めるべきだと思います。

次に、平成28年度から導入される府民税、森林環境税に伴う村への危険地域対策について質問をします。

森林環境税は、納税者1人年間300円を新たに納めることになっております。期間は平成28年から31年までの4年間と限定されております。この税の目的は、自然災害から暮らしを守り、健全な森林を次世代へつなぐための事業に使われるとしております。自然災害から暮らしを守る取り組みとして、危険な溪流における流木対策、道路沿いの倒木対策にも使われると聞いております。こうした事業が千早赤阪村の河川、道路にも使われるのか伺います。

28年度府の新規事業として、危険溪流流木対策について、豊能町、吉川など8カ所と聞いておりますが、その中に千早赤阪村の河川は含まれているのか、お尋ねします。

以上、よろしく願いいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、矢倉教育長。

○矢倉教育長 学校給食の無料化につきましては、受益者負担の観点から考えておりませんが、新年度予算の中でこごせっ子教育応援事業として、幅広く教育に要する経費を補助する事業を実施予定であり、学校給食費も補助対象経費の一つとしておりますので、御理解をお願い申し上げます。

○井上議長 次に、松本村長。

○松本村長 次に、子育て医療制度につきましては、入通院とも所得制限を行わず、義務教育終了までの子どもを対象に実施しております。さらに、子どもを安心して産み育てることができるよう、さまざまな子育て支援策を実施しているところであり、現時点において、対象を高校卒業まで拡大することは考えておりません。ただ、本医療制度につきましては国の制度として創設するよう、町村長会を通じ、大阪府、国に対し働きかけているところでございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 給食費に関連してですけれども、せっかくのごせつ子教育予算として1, 200万円予算化されている中で、あれこれ給食費も含めて、塾、習い事、こうしたことにするよりも、千早赤阪村では学校給食費が無料だということにするほうがインパクトがあっていいのではないかと思います。

昨年から、京都府の伊根町で実施されている学校給食の無料ですけれども、インターネットで調べて、京都府内の他市からこの町に移り住んだということが新聞報道されておりました。ですので、今の若い人っていうのは所得が少ない中で、どこで子育てをしたらお得か、お得情報というの載っているらしいです。

さて、村の学校給食は、これまでずっと言っておりますけれども、アレルギー対応や農産物も一部取り入れていただいて、手づくり調理など、今のところ大変喜ばれております。その一方で、給食費は小学校低学年で年間4万9, 500円、高学年で5万600円、中学1年生では5万8, 850円とすごく親の負担となっております。先ほど申し上げましたように、ごせつ子教育予算において、あれこれ塾やとか、そういうことをするよりも、学校給食費の無料化ということでやるほうが、受益者負担の観点からしてもこのことが皆さんから受け入れられると思います。ですので、あれを選ぶ、これを選ぶとかするんじゃなしに、せっかく予算を組んでるのですから、そういう方向に転換をしていただきたいと、再度お尋ねいたします。

それから、こども医療費ですけれども、村長から御答弁をいただきました。町村長会からも国の制度でやるようにと申し入れをしていただいているということを知りました。それだけやはり、この事業については重要だということだと思っております。村でもしこの事業をやるとなれば、高校卒業まで拡大するとなれば、対象人数はどれだけになり、その予算は幾らになるのかお尋ねいたします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 議員から御指摘のように、ほかのいろいろな対象項目を設けずに、給食費

に特化してするほうがアピール力もあるんじゃないかというお話なんですけども、ただ、この28年度から実施予定をしておりますごせっ子教育応援事業に関しましては、村の全小・中学生を対象としているわけで、そうなった場合、毎年数名ずつ村外の私立の学校等へ行っている生徒はこの対象から漏れてしまうということになります。そのために、やはり村外の学校に通っている子でもその支援を受けてもらえるといいますか、対象となってもらえるためには、給食費以外のいろいろな幅広い支援対象項目が必要と考えております。

そして、先ほど給食費のお話が出ましたけれども、小学生では現在、給食費に係る食材費という形でいただいております給食費でございますけれども、小学生では約5万円、中学生では5万8,000円、中3に関しては約5万3,000円ということでございまして、ごせっ子応援事業で支援額として考えております小学校3万円、中学生5万円ということは、給食費を考えるとかなり大幅な保護者の負担軽減になると考えております。御理解のほどよろしくお願いいたします。

○井上議長 池西住民課長。

○池西住民課長 対象者を18歳に引き上げた場合、本年2月末現在で対象者は134人でございます。1人当たりの補助費用額を、現在村の中学生1人当たりの実績で1万4,300円となっておりますので、それで試算しますと約200万円となります。高校生ですんで、8割程度と見込んだ場合150万円となりますことから、150万円から200万円程度の増加が見込まれます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 学校給食費ですけれども、年間3万円という感じですけども、習い事をしない子もいますし、塾にも行かない子もいますし、そういう意味で言ったら教育委員会としても事務の軽減にもなりますでしょうし、先ほどおっしゃいました、私立に通っているこ子、小学校で私立に通っている子というのは余りないかなと思うんですけども、実際小・中学校で村内で私立に通っている方は何人いらっしゃるのか、お尋ねしたいと思います。

それと、学校給食費を無料にしているところで、私立に通っている子どもに対して何かをしてるというのはないんですよ。学校給食というのは、やっぱり義務教育は無償ということで取り組む。公立の学校へ行く子どもにとってはそういう対策をやるべきだと思うんですね。だから、教育委員会が心配しておられるようなことは、まあないのではないかなと思いますが、その辺再度お尋ねしたいと思います。

それと、高校生については、年間、中学生ほど病院に通うこともないだろうで、8割程

度ということで150万円の予算があれば何とかできるのではないかとということです。

村長に再度お尋ねします。

この150万円の予算で、千早赤阪村が高校卒業まで無料にしてるといふ強いインパクトで村に若い世代を呼び込む、また若い世代がよそに移り住まない策として取り組むべきではないかと思ひます。お尋ねします。

○井上議長 矢倉教育長。

○矢倉教育長 まず、村の中で私立等の村外の村立学校以外の学校へ通つてゐる子が何人位いるかというお尋ねですが、今ちょっと詳しい数字はわかりませんが、小学生で村外のそういう学校へ通つてゐるという子は、ああいう支援学校といひますか、府立ですけどもそういう子が数名と、それから大体中学生で通つてゐる、毎年二、三人の子どもたちが私立へ、小学校から中学校へ進学する際に出ておひります。例へば、今年度ですと4名と聞いておひります。4名の小学生が私立の中学校へ進学するといふように聞いておひります。ですから、こういった私立等では、その学校にもよるんですけども、そういう給食制度といひるのは割合とつてるところがありませんので、弁当の子もいれば、学校での学食といひますか、食堂を利用する子もいると聞いておひります。ですから、全く村の給食費だけに特化して、限定して無料化政策としても、その子たちには余り支援の対象とならないといふことにならうかと考えておひります。

以上です。

○井上議長 村長。

○松本村長 子どもの医療制度でござひますが、ことし、今年度からまち・ひと・しごと創生戦略をつくり、村独自の子育て支援事業として妊産婦しか診療費用の助成あるいは申請時聴覚審査費用の一部助成、子育て世代の教育に要する経費を助成するなど、総合的に子ども支援施策に取り組んでおひりますので、今後とも子育て施策を積極的にPRしていきたくて考えておひります。

○井上議長 要望をお受けします。

○関口議員 村外の中学に通う子どもさんが年間三、四人、2人から4人ぐらい。学校給食、村立の子どもたちには学校給食を無料にします。そして、村外の中学校に通う子については、これこれ援助しますといふような形でやっていただきたいと思ひます。

それから、宮崎県の小林市といふところでは、ことしから給食費の半額補助とかといふ制度を取り入れたそうです。それだけやっぱり、義務教育費に係る予算を軽減しようとして、次はもう学校給食やといふふうになつておひります。そんな中で、村もいち早くそれに取り組んでいただきたいと思ひます。

村長は、過疎地域に指定されて、全国でいまだ見ぬ過疎からの脱却と言っておられますけれども、本当に思い切った子育て支援をやらないと、過疎からの脱却は難しいのではないかと思います。そういうことから、私が今申し上げました学校給食費の無料化、村内の子どもたちは学校給食、それから私立の子どもはまた別のことで対応するという、ぜひお願いしたいと要望しておきます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 森林環境税導入に伴う村への危険地域対策はにつきまして御答弁を申し上げます。

大阪府では、自然災害から府民の暮らしを守り、健全な森林を次世代につなぐための環境整備に係る財源を確保するため、平成28年度から森林環境税が導入されます。

御質問の本村域内の対策事業につきましては、危険渓流の流木対策として4カ所、主要道路沿いにおける倒木対策として1路線が予定をされております。

以上、御答弁といたします。

○井上議長 質問をお受けします。

関口議員。

○関口議員 28年度について、千早赤阪村はどこがやられるという箇所づけまで聞いてもらってませんか。先ほど申し上げましたけれども、28年度では8地区あって、豊能町の吉川など8地区ということになっておりますけれども、その中の8地区の中に千早の2カ所も含まれているのでしょうか。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 今具体的に大阪府さんからお聞きをいたしております予定地区でございますけれども、危険渓流の流木対策といたしまして、本村では千早地区で2カ所、水分地区で2カ所、計4カ所というふうにお聞きしております。

それとまた、主要道路、府道、国道の部分の倒木対策でございますけれども、村は国道309号線の1路線を予定しておるということでございます。ただ、28年度から順次やっていくということで、地元調整等々、所有者の調整等ございますので、調整がつき次第、順次行っていきたいというふうには伺っております。

以上でございます。

○井上議長 関口議員。

○関口議員 要望しておきます。

せっかくの府の府民税を取っての事業ですので、府に対してこの期間中に、ぜひ危険なところを対策していただきますことと、あわせて持続的な森づくりの事業についてもやっ

ていただかないとだめだと思いますので、そうしたことも関係機関と協力して、ぜひこの時限の間にやっていただくように要望いたします。

○井上議長　ここで休憩を行います。

午後 1 時から再開いたします。

午前 1 1 時 5 9 分　休憩

午後　0 時 5 8 分　再開

○井上議長　午前中に引き続き、再開いたします。

2 番目の質問者、清井議員。

○清井議員　議席番号 5 番、清井でございます。通告のとおり 3 点について質問いたします。

まず最初に、施策推進と推進体制について副村長にお伺いします。

村長は、村政運営方針において、国の地方創生の流れや過疎地域への支援などを生かした施策を、村民を初め村づくりにかかわる全ての方々と共同で取り組み、国内では例のない過疎地域からの脱却に向けた村政運営に取り組むと表明されました。新年度予算においては、さまざまな施策が盛り込まれており、このような村づくりへの姿勢や施策推進は評価されます。そこで、さまざまな施策を推進し実現するには、村長の政策決定能力、タイミング、財源の確保、そして推進体制の確立が不可欠であり、これらが備わって初めて実のある施策が実現します。国においては、創生基本方針 2 0 1 5 で、従来の縦割りの取り組みを廃し、横断的な新たな枠組みにより、地域の総合力が発揮されることが必要と述べられています。

そこで、次の 3 点について伺います。

施策推進の実行部隊である村の組織について、めり張りのある組織体制が必要と考えるが、現状をどのように考えておられるのか。2 番目に、新庁舎建設はくすのきホール建設以来、最大の建設事業です。新庁舎建設に当たっては、関係機関との調整など相当量の事務と時間が費やされると思われれます。他市町村では、準備室など専門部署を設置して対応していますが、本村でも専門部署の設置が必要と考えるが、どうお考えでしょうか。3 番目に、施策推進において重要なのは、目標達成に関連する課題を把握し、的確に目標数値に向けた取り組みを行い、スピード感を持って効果的に推進することにあります。そのためには、実行部隊である職員自身が常に意識を持って臨む姿勢が不可欠です。村づくりにおける職員の意識改革や人材育成について、今後どのように取り組むのかお伺いします。

次に、多子世帯における保育料等の利用者負担の軽減をということでお聞きします。

平成 2 8 年度から国の制度改正より、年収 3 6 0 万円未満の世帯に限り、多子軽減に伴

う年齢制限を廃止し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料が無償化となります。しかし、年収360万円未満の世帯とはごく少数の世帯数であると思われます。子どもを3人以上も支えている希望のある夫婦にとって、子育てや教育への経済的負担は大変大きいものです。多子世帯の経済的負担を軽減し、子どもを多く持ちたいというマインドを高めるためにも、村独自で年収制限の撤廃を求めます。

3点目に、赤阪小学校にも学童保育の設置をということでお聞きします。

近年、核家族化とともに共働き世帯が増加しております。仕事を持つ母親にとって、子どもをどこへ預かれば安心して仕事が続けられるのかが大きな悩みとなっています。働きながら安心して子どもを産み、育てられる環境を村が責任を持って整備することが重要であると思います。そこで、子どもが小学校に入学した後、安心・安全な放課後の居場所として、学童保育の役割はますます大きくなっております。

現在、村では千早小吹台小学校に学童保育を設置しておりますが、赤阪小学校には設置されておられません。赤小の児童も千早小吹台小学校の学童保育を利用できますが、送迎の問題等もあり利用しにくい状況であると思われます。子育て支援として、赤阪小学校にも村が運営する安全で安心な学童保育の設置を求めるものであります。

以上、3点質問いたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、吉田副村長。

○吉田副村長 清井議員から御質問のごございました施策推進と推進体制について御答弁申し上げます。

まず、村の組織体制についてでございますが、平成26年4月に過疎地域の公示を受け、過疎地域自立促進計画を具体化していくため、平成27年度から企画部門を総務課より独立させ、過疎対策、産業、農林、観光振興等のまちづくり全般にわたる業務を担当するまちづくり課を設置いたしますとともに、道路や水道等の村民の生活基盤となるインフラ整備をトータル的に実施できるよう、施設整備課を設置する組織体制の見直しを行ったところでございます。

また、人員体制につきましても、この間、行財政改革の推進により大幅な人員削減を行ってまいりました。しかしながら、過疎対策を円滑に進める上で人材の確保が不可欠なことから、実配置人員につきましても平成26年度は77名でしたが、平成27年度は81名と4名の増員を行ったところでございます。さらに、職員採用につきましても、保健師を初め土木職を採用するとともに、府や水道企業団から新たに技術職員2名の派遣をいただくなど、今本村が抱えている行政課題に対応できる体制づくりに努めたところでございます。

平成28年度につきましては、退職者の補充として3名の採用を予定していましたが、最終的に2名の採用にとどまったことに伴い、80名体制でスタートする予定でございます。議員御質問の平成28年度の組織体制につきましては、現状の組織体制の中で適正な人員配置やさまざまな工夫を行いながら、業務体制や業務運営体制の確保を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、新庁舎建設に係る専門部署の設置についてでございますが、庁舎建設については建築の専門的な知識が不可欠でございます。このため、昨年12月、庁舎建設の担当である総務課に、非常勤ではございますが、府OBの建築職1名を配置し、現在基本設計策定に取り組んでいるところでございます。議員お示しの庁舎建設に伴う専門部署の設置についてでございますが、本村のような少人数の組織の中で、効率的な組織運営を行う必要がありますことから、これまでどおり総務課において新庁舎建設を担当させてまいりたいと考えております。

3点目の人材育成についてでございますが、今後ますます行政ニーズが高度化、多様化する中、組織全体での取り組み目標を定め、効率的で質の高い行政運営が求められます。このため、平成28年度より組織目標を職員間で共有しながら、職員個々人が業務遂行意欲の向上や業務の達成感を感じ、公務能率の向上が図れるよう人事評価制度の導入を行うこととしております。また、現在本村職員は81名在職していますが、その内23名が5年未満の職員となっております。今後、こうした職員のレベルアップが不可欠なことから、人事異動や効果的な研修の実施、さらにはこうした職員を育成する管理監督者のマネジメント能力の強化などを行いながら、職員の質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 少し村の職員数について、過去からの経緯といたしますか、推移を見てみたいと思います。

平成14年には、村の職員は128名おりました。ちょうどこの平成14年と申しますのは、富田林市と2町1村が合併協議を開始した年で、村は15年末に第2次財政健全化方策を策定しましたが、17年3月に富田林市との合併は不承に終わりました。そして、村は元気プランを策定した。そしてさらに、19年6月から、今度は松本村長主導で河内長野市との合併協議を試みましたが、21年9月には協議は廃止されました。そういう経過があった上で、その12月に元気プラン改訂版の経営戦略プラン、さらに25年には村

づくり経営計画を策定して自立の道を模索してきました。この間、ずっと退職者については不補充ということを進めてきたために、平成24年には職員数が72名まで減少した。さらに、平成14年と比較しますと、56名もの減になっております。

そこで、一定の財政効果が出てきたことを踏まえて、初めて5名の新採を行いました。その後、若干の採用を繰り返しながら、今答弁にあったとおり、27年度が81名体制になったものが、28年当初では80名体制でスタートになったということになっております。

大阪府の資料で見ましたら、近隣の太子町あるいは河南町の平成26年度の職員数は、太子町が114名、河南町が139名と記載されております。人口1,000人当たりの職員数ですとか、類似団体の職員数とかの表示もありますが、私は行政サービスの窓口は本村も太子町も規模的にはよく似たものかなと、そのように思っております、ちょっとこの30人の差は大きいかなという印象を持っております。

その上で、村は昨年過疎指定を受けたこと、そして新年度からまち・ひと・しごと創生総合戦略が始まることで、それから庁舎建設もありますね、そうしたことで非常に事務量がふえている。こういった中で、80名体制でこれらさまざまな業務を処理していくことが可能なのか、ちょっと懸念しておりますので、その点についてお聞きしたいと思えます。

○井上議長 吉田副村長。

○吉田副村長 平成28年度の人員体制についてでございますが、平成28年度当初の新規採用職員については、3名を予定していたところでございます。しかしながら、直前に1名の辞退者が発生したため、80名体制でのスタートということになります。そこで、このため今後各セクションが円滑に業務を進められるように、適材適所の人事異動を行うとともに、これまで村職員として経験やノウハウのある退職職員を非常勤職員として新たに雇用するなど、あらゆる方策を用いて業務処理体制の確保を図ってまいりたいと考えておりますので御理解賜りますようお願いいたします。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 いわゆるその人員配置計画というのは単年度だけで、先ほど言いましたように、ことしはこういう事業があるからたくさん要るとか、次の年は事業がないから少なくしたり、こういう感覚じゃなくて、やっぱり長期的に世代の切れ目のないような、いわゆる計画的な採用計画というのは必要というのは必要じゃないかと思っております。

人員配置適正化計画では、83名、現員と計画人員には3名のすき間があります。そこで、本村が今後の行財政運用を見据えた上で、人員体制、組織体制についてどのように考

えてられるのか、再度お伺いします。

○井上議長 吉田副村長。

○吉田副村長 今後の本村における人員配置計画についてでございますが、水道事業については平成29年4月から経営統合をされる予定でございます。これに伴い、水道セクションに配置している職員定数をどのようにするのか。また、今後の職員の退職動向、さらには村が抱えるさまざまな課題に対応できる組織体制を維持するための職員数などについて、総合的な観点から再検討を行い、必要な人員体制を検討してまいりたいと考えております。あわせまして、人員を増員する場合におきましても、行財政運営に支障を来すことのないよう、一時的な課題への対応については府などから職員派遣いただくなど、さまざまな手法についても検討したいと考えているところでございます。

また、組織体制については、平成28年度は現状の組織体制で行政運営を行ってまいりたいと考えていますが、毎年各セクションの組織課題等を検証しながら、行政運営に支障が生じていることが認められる場合などにつきましては、必要に応じ弾力的に組織体制の見直しを行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 要望をお受けします。

清井議員。

○清井議員 最初にも申し上げましたけども、国の地方創生の流れや過疎地域への支援などを生かした施策を、村民を初め村づくりにかかわる全ての方々と協働で取り組んで過疎地域からの脱却を目指したいというふうに、村長はいつもおっしゃってるわけですが、これは先ほど言いましたとおり、政策決定能力、タイミング、財源の確保、そして維持体制の確立、推進体制の確立が必要ですね、これが備わってなければならない。それには、施策推進の実行部隊である村の組織について、めり張りのある組織体制を維持して、さまざまな課題に対応していかなければなりません。今後、役場組織、人員体制をしっかりと構築して、こうした施策が円滑に推進できる体制づくりと具体的に実行する職員の意識改革や人材育成をしっかりと行っていただくように要望しておきます。

以上です。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、和田健康福祉課長。

○和田健康福祉課長 多子世帯における保育料等の利用者負担の軽減について御答弁申し上げます。

政府では、幼児教育無償化に関する環境整備として、平成26年度から低所得世帯、多子世帯の負担軽減など、無償化に向けた段階的な取り組みを進めており、平成28年度に

おける幼児教育の段階的無償化につきましては、年収360万円未満の世帯について、従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃することとしております。

この改正による対象となる世帯数及び軽減される保育料ですが、1号認定子どもでは6世帯で16万2,000円、2号、3号認定子どもでは9世帯で127万6,200円でございます。また、年収制限と年齢の両方を撤廃した場合、対象となる世帯数及び軽減される保育料は、1号認定子どもでは17世帯で16万2,000円、2号、3号認定子どもでは34世帯で461万2,200円でございます。

以上、答弁といたします。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 村長にちょっとお聞きします。

定住人口の増加に向けた取り組みとして、子育て支援は一番といいますか、重要な施策であると思います。幼児から切れ目のない支援をしていくことが、いわゆる子育て支援という意味では効果的であると考えられます。

今課長から答弁ありましたとおり、年齢制限と年収制限を撤廃して国の制度改正を差し引きますと、村の新たな負担は300万円ぐらいですね、そういった状況のもとで、切れ目のない子育て支援として、年収制限も撤廃するべきと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

○井上議長 松本村長。

○松本村長 平成28年度において、若い世代が家庭を持ち、安心して子育てができるようにこごせっ子教育応援事業により、小・中学生を対象に教育費補助を実施してまいります。

議員のお示しのように、子育て支援については切れ目のない支援が重要であると認識しており、今後保育園、幼稚園の子育てを応援していく部分につきましては、財政状況を見ながら検討したいと思っております。

○井上議長 清井議員。

○清井議員 ありがとうございます。ぜひ御検討いただきたいと思っております。

要望しておきます。

近隣といいますか、堺市や河南町では国の制度改正に上積みして、それぞれの自治体独自の負担軽減措置を行っております。既にこれもう始まっております。28年度から始まるんですね。そういう状況で、本村でもあわせてその年収制限を撤廃して、利用者負担の軽減を図って子育て支援の充実を要望しておきます。

○井上議長 質問事項3番目の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 御答弁申し上げます。

赤阪小学校に学童保育の設置をという御質問でございますが、現在千早小吹台小学校で設置されています学童保育は、小学生の放課後における保育を必要とする保護者により設置され、自主運営されているものです。村では、運営主体の学童保育連絡会に対し、小学校の空き教室を貸与し、国、府の補助金と合わせて運営費の一部を補助しております。現在、赤阪小学校区の児童も、送迎により千早小吹台小学校での学童保育を利用していますが、利便性などから赤阪小学校区でも学童保育の設置を望まれていることは認識しております。村教育委員会としましては、赤阪小学校区でも千早小吹台小学校での学童保育と同様、自主運営を基本と考えており、そのような条件が整えば支援してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 赤阪小学校でもそういったニーズがあるということは認識しながらもということなのですが、それでは今まで実現できなかったこれの具体的な課題、問題点、そういうのをまず教えてください。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 まず、設置場所の確保が必要となります。ただ、赤阪小学校には現在空き教室はございません。学校以外でも設置することはできますけれども、室内だけでなく屋外でも活動できるような場所があるほうが望ましくて、いずれにしても設置場所の確保が一番大きな課題となっております。

さらに、赤阪小学校区で学童保育を実施する場合、先ほど申しました、千早小吹台小学校と同様に、自主運営だけでできる体制を整えていただくということや、平成27年度からは放課後児童支援員という、その配置が義務づけられております。その資格認定講習を修了した人員の確保も必要となってまいります。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

清井議員。

○清井議員 課題はわかりました。しかし、赤阪小学校区でも学童保育のニーズがあります。先ほど要望しました保育料の利用者負担の軽減同様、定住人口をふやす施策として、子育て世代への支援が不可欠であると思っております。これは、村長も同じ考えかと思い

ます。この放課後保育を今後どのようにするのか、今後の計画、お考えがあったら教えてください。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 赤阪小学校で学童保育を実施する場合に、保育場所の確保、それは新設になると思います、そのような必要であるとか、放課後児童支援員の配置を行う必要もあります。赤阪小学校以外の場合は、場所の確保や方法をどうするのか、また現在千早小吹台小学校では自主運営されておりますので、そちらのほうとの整合性、あるいは財政的な負担をどうするのかなど、総合的に勘案してどのようなことができるのかについて検討してまいりたいと考えております。

○井上議長 要望をお受けします。

清井議員。

○清井議員 近隣眺めましても、各小学校には学童保育が併設されております、近隣の市町村でも。赤阪小だけがないという、こういう状況にあります。保育場所の設置には国や府からの交付金ですとか、例えば過疎対策事業のハード部門でこういうことができないのか。それから、今おっしゃった指導員に当たるんですか、児童支援員については、時間帯としたら3時から夕方6時ぐらいまでですよ、3時間。そういった状況で、非常勤嘱託員を効率よく雇用できるのではないかと。こういったことについても早急に検討していただきまして、同じ所管であるごせつ子応援事業の中の一環としてやってもらえればなと、教育長に要望しておきます。

以上です。

○井上議長 第3番目の質問者、徳丸議員。

○徳丸議員 3番、日本共産党の徳丸幸夫です。議長への通告に基づきまして、以下2点について質問をいたします。的確な御答弁をお願い申し上げます。

第1に、森屋、大森地区の企業誘致について伺います。

当地区の企業誘致の事業については、既に10年以上が経過しておりますけれども、5,000万円ほどかけて道路整備ができただけで、一向に進展しておりません。28年度から30年度までの3年間は、いずれも企業誘致支援策を取り組むとなっておりますが、具体的な内容がありません。第6期実行計画では、3年間で1,200万円の予算が計上されており、企業が進出しやすい環境整備を進めるとしてしております。企業誘致が具体的に動き出したのかお伺いいたします。

次に、海外留学体験事業について伺います。

この事業は、来年度から対象者を高校生にまで拡大するとしておりますけれども、募集

人員はどれぐらいを予定しているのか、応募者は計画どおりあると考えているのか伺います。高校生まで対象者を広げるとなると、高校との関係、引率の責任、負担金、高校のクラブ活動との関係など、さまざまな問題が生じるのではないのでしょうか。もちろん、メリットもあると思いますけれども、デメリットもあるのではないのでしょうか。これらについてどう解決していくのか伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 御質問の平成28年度当初予算に計上いたしております400万円につきましては、住民ニーズが高いコンビニ等の誘致に要する経費でございます。

この事業は、千早赤阪村まち・ひと・しごと創生総合戦略事業の一つとして実施するものでございまして、大森地区に限らず、村内においてコンビニ等を開業していただいた場合の開業等に要する経費を助成するものでございます。

以上、答弁といたします。

○井上議長 質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 具体的な企業からの問い合わせ、オファーがあるのかどうかお聞きします。それから、コンビニも含めてということですが、コンビニだけに限らず、ほかの事業も対象になるのかどうか、この2点について。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 まず、コンビニ誘致策でプレス等々発表をいたしておるところでございますけれども、今週に入りまして数件のお問い合わせをいただいております。

それと、またコンビニに限らず、総合戦略の中で企業操業店舗開業支援事業として起債事業としては実行する予定で、今後検討していく予定といたしております。内容につきましては予算との部分も必要となりますことから、財政上十分検討して、企業誘致に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 道路ができてかなりの年数がたつてはいるんですけども、地元地権者との協議はどの程度進んでるんですか。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 大森地区の企業誘致ということの進捗ということによろしゅうご

ございますでしょうか。

まず、企業の戦略等々、企業進出の計画など、企業の都合による部分が非常に大きいものと考えておりました、企業誘致につきましては地権者と企業の契約事項となるため、村としては側面的支援を行っておるところでございますけれども、今後まち・ひと・しごと総合戦略を契機に企業操業開業支援事業の創設を検討いたしておるところでございます、しっかり情報発信することで、村といたしましても企業誘致を図っていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

○徳丸議員 まち・ひと・しごとの事業も含めて取り組みをするとおっしゃいますけれども、具体的にいつ、どういうふうに手だてを進めるのか、これをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

要望しときます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、北浦教育課長。

○北浦教育課長 御答弁申し上げます。

中学生の海外派遣事業は、初年度の平成26年度は20人、平成27年度は6人で実施しました。2年目に応募者が大きく減少したことから、来年度の応募対象である中学1、2年生の参加意向を調査したところ、英語が苦手、現地で通じるか不安、海外へ行くことに不安があるというような理由で参加をためらうという回答が多数ありました。この結果を踏まえ、平成28年度から英語の習熟度がより高い高校生にも参加資格を拡大したところで、より多くの参加者を得るとともに村内の子どもたちの英語の能力のレベルアップを図り、事業効果が上がるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 応募者を募集する予定人数は何人予定してるんですか。小学校、中学校、高校生、それぞれ予定数があれば伺いたい。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 来年度予算では、一応10人を予定しております。中学生、高校生の内訳はちょっと未定でございます。

○井上議長 徳丸議員。

○徳丸議員 予算では、675万円が計上されてますよね。起債で350万円、その他で

10万円、一般会計から225万円、合計で675万円です。それは必要経費として要る以上は仕方がないと思うんですけども、ただ、先ほども質問で言いましたように、高校との関係、引率の責任、負担金、高校のクラブ活動との関係など、さまざまな問題がかかわってきます。それらについて具体的にどう答えていくのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○井上議長 北浦課長。

○北浦教育課長 中学生の募集については、従来どおり中学校を通じてさせていただきます。高校生につきましては、村内在住の高校生ということで村の広報とかホームページで募集させていただく予定です。

それから、引率につきましてはちょっと未定ですけれども、今までは中学校の先生1人と教育委員会事務局1人、ことしでしたら行かせていただきましたけれども、同様にさせていただくのか、事務局だけになるのか、ちょっと未定でございます。

それから、負担金につきましては中学生、高校生ともに1人10万円を負担していただくという予定でございます。

以上でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

徳丸議員。

○徳丸議員 高校生が参加するとなると、中学生とのギャップがあるんじゃないかなというふうに思うんですけども。それともう一つは、事故があった場合、もちろん保険等にも加入してるやろうけども、誰が責任を負うのか。中学生やったら、参加者の保護者に連絡しやすいやろうけども、中学生、高校生も入れますと、例えば10人の予定で、高校生が5人、中学生が5人やったら、5人ともそれぞれ連絡せなあかんのでしょ。そういう手間がかかるということもあるんで、ぜひ事故のないように、安全にさせていただきたいということを要望しておきます。

○井上議長 第4番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番山形研介です。議長通告に基づき、次の2点について質問いたします。

まず1点目は、大阪広域水道企業団との統合後の上水道事業について、本村水道事業は本会議で審議いたしました。平成29年3月31日をもって水道事業にかかわる条例は廃止され、平成29年4月1日より大阪広域水道企業団が運営することになるが、今まで村が運営した場合から、企業団が運営する水道事業は村民に対しての影響はどのようになるのかを伺います。

2点目は、村政60年を迎えるに当たって村の活性はについてお伺いいたします。

第4次総合計画で、「みんなが集う、みんなで育む、みんなに優しい、みんなを結ぶーちはやあかさか」をキャッチフレーズに、村の事業をいろいろと展開しているが、ことは千早赤阪村ができて60年を迎える年である。村は、現在の少子・高齢化、村民減少の中、村長は数々の事業をされていますが、合併60周年に当たり、補助金ではなく事業を行うことにより、いま一度村の歴史、文化、さまざまな魅力を発見、再確認し、村民の愛着感の高揚を図り、さらなる村の一体感をつくり出すとともに、社会教育団体や福祉、ボランティア団体の方々など、村民の記念行事の参加により村政の関心を高め、協働による村政の推進が図れるんじゃないかと考えております。

以上、2点について担当課の答弁を求めます。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、松本理事。

○松本理事 大阪広域水道企業団と統合後の上水道事業について御答弁申し上げます。

企業団との統合に係る手続につきましては、本議会で千早赤阪村水道事業の設置等に関する条例等廃止について御審議いただいたところでございます。現在、平成29年4月から企業団が本村水道事業を運営するに当たっての事務手続、統合後の詳細な施設整備計画や企業団における給水条例等の策定、国への認可手続などについて企業団と協議を進めているところでございます。

平成29年4月より、企業団が運営するに当たっての村民に対しての影響でございますが、事務の場所、事務手続、水道料金などはそのまま引き継がれることから、現時点で村民への影響はほとんどないものと考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

今の御答弁をいただきまして、現時点では影響がほとんどないという答弁でございましたけども、企業団が運営することになり、村民にとってどのようなメリット、逆にもう一つはデメリットがあるのかお伺いいたします。

○井上議長 松本理事。

○松本理事 企業団が運営することによっての村民へのメリット、デメリットでございますが、まずメリットといたしましては、水道事業の専門的な知識を持った企業団が事業運営を行うことによりまして、水道施設の適切な更新や維持管理により、円滑な事業運営が可能となります。また、災害や漏水などの緊急時における対応におきましても、今まで村

職員のみで対応していましたが、統合後は企業団の組織全体で対応することにより、安全で安心な水道水の供給が可能となります。また、村民へのデメリットにつきましては無いものと考えております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 前々からこの水道事業について松本理事とキャッチボールさせていただいてるんですけども、今の答弁でデメリットがないというお答えでございますので、一安心でございます。

そこで、こういう統合しますと村民は何を考えるかといいますと、水道料金が、先ほど答弁もありましたけども、どのようになるのかというのが一番先に来るんじゃないかなろうかと思っておりますけども、その点についてよろしく。

○井上議長 松本理事。

○松本理事 企業団との統合後、水道料金がどのようになっていくかということでございますが、千早赤阪村の水道事業ビジョンでも掲載していますように、今後、人口減少による収益の悪化、また水道施設の老朽化に伴う更新などにより、水道料金の値上げは不可避となっております。しかしながら、村単独で運営を続けた場合に比べて企業団が運営した場合は、国からの交付金などによりまして、値上げの時期をおくらせることができたり、またその後、値上げ幅も抑制することができるなど、メリットがあると考えております。

以上でございます。

○井上議長 要望をお受けします。

山形議員。

○山形議員 ありがとうございます。

今の答弁ですと、企業団になって物すごくメリットがあるなという感じは受けてるんですけども、ぜひとも来年度からでございますけれども、水道料金が行政で抑えられるというこの答弁もいただきましたので、これから、特に私ところの地区は物すごく大変なお金がかかるような感じちゅうか、切実と感じてますので、その点、企業団と統合したことによって、願わくばこのままの形で推移できたらなと、一地区の住民として願っております。どうもありがとうございました。要望としときます。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、森田まちづくり課長。

○森田まちづくり課長 村政60年を迎えるに当たって村の活性化はについて御答弁を申し上げます。

村では、住民の皆さんとともに地域課題の解決や地域の活力維持を図る協働による村づくりを推進しており、平成24年度から村民協働提案型村づくり事業を実施しています。平成27年度からは、より一層その活動が活発に長期的な取り組みができるよう、補助内容を拡大して実施しており、休耕田の活用や登山道の整備、自然エネルギーの啓発活動、地域の活性化事業に対し補助を行っております。

平成28年に千早赤阪村政施行60周年を迎えることから、新たに村民の皆さんが主体となって60周年記念事業を企画から運営までを実施する事業に対し、その経費の一部の助成を行う記念事業補助制度の創設を検討しております。60周年を契機に、さらなる村民の皆さんの村づくりに対する参画意識の高揚を図るとともに、ますます協働へのまちづくりへの機運を高めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○井上議長 質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 平成28年度当初予算の企画管理費では、村政60周年記念行事の補助金として260万円計上されておりますが、ただいまの答弁では60周年を契機にさらなる村民の皆さんの村づくりに対する参画意識の高揚と協働のまちづくりへの機運が高まることではありますが、具体的なことはどういう、補助的なメニューちゅうんですか、考えているのかちょっとお答え願いたいと。

○井上議長 森田課長。

○森田まちづくり課長 補助制度の詳細につきましては、現在最終の検討をいたしておるところでございますが、平成28年度の当初予算に計上いたしました積算内容で申し上げますと、村内で広域の住民を対象とする事業については上限100万円を2団体に、また地域住民を対象とする事業につきましては、上限20万円を3団体に補助することを想定いたしております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

山形議員。

○山形議員 これはもう要望も入れてちょっと、お答えはもう結構でございます。今のその意見でわかりますけど。

ただいまの今の答弁の中で、村内で広域の住民を対象とする事業については上限100万円を2団体に、地域住民を対象とする事業については上限20万円を3団体に補助するという、想定しているとのことですので、今回余り細かいことはお伺いしませんが、

今から私の考えを聞いてください。これはもう要望で結構でございます、要望しときます。

私も村民の皆さんの村づくりに対する参画意識の高揚を図り、協働のまちづくりを進めるとともに、地域の活性化を図ることは大変重要なことであると認識しております。地方創生推進のためには、地域の活性からさらに産業復興につなげ、仕事を生み出す施策も必要であります。村政施行60周年を契機にさらなる協働の推進とともに、今までのやり方の脱却、斬新で先駆性のある事業創出に取り組んでほしいと思っております。

最後に、役場は先ほどの清井先生の質問の中にもありましたんですけども、若い職員が非常に多くなりました。ぜひ、この若い職員の発想を取り入れることができるムードづくりとして組織体制を構築していただきたい。村長は、常々言われる一流の村づくり、ぜひともこの村づくりに取り組んでいただくよう要望して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○井上議長 第5番目の質問者、浅野議員。

○浅野議員 4番公明党浅野利夫でございます。議長通告に基づきまして2点質問をさせていただきます。

まず1点目、村道等の維持管理についてお伺いをいたします。

村道等の維持管理につきましては、村の整備計画に基づき、維持補修工事を実施するということになっております。住民の方からも、道路の傷んでいる箇所が多いのに、村は工事をやってくれないのかとの相談を受けることが多くなってきました。私は、予算の関係もあり、計画的に工事はやっていると、聞かれたらこのように回答はしていますが、交通量の少ない比較的狭い村道を車で走っていると、住民の方が言われているように、やはり道路の傷んでいる箇所が多いのも事実であります。

平成27年度の当初予算で見ますと、主な普通建設事業では小吹台地区内の舗装事業が2,472万円、小吹台以外ですが、道路維持事業として1,000万円、橋梁整備事業が2,370万円、計5,842万円で、平成27年度一般会計予算の1.95%であります。平成28年度を見ますと、小吹台地区内の舗装事業が3,420万円、小吹台以外ですが、村道維持事業3,100万円、橋梁修繕事業は1,400万円で、計7,920万円であります。平成27年度一般会計予算2.73%であります。今年度から道路維持事業費が対前年度で約2,000万円アップしており、補修工事も今までより多く実施されるものと思っておりますが、どのようにして優先順位を決定し、工事を実施していくのか、まずお聞きしたいと思います。

2点目ですが、患者送迎用バスの村への運行についてお伺いをいたします。

村の高齢化率も40%を超えました。診療所を初めとして、村内の医療機関だけでなく、近隣市町への医療機関へ行く回数も多くなっております。富田林市内の病院を受診されている方から、千早赤阪村にも病院の送迎用バスが来てくれたら助かるのになあ、との相談で調べてみますと、河南町では富田林病院の送迎用バスが平日の午前、午後の各2回、計4回役場まで乗り入れていることがわかりました。また、太子町では羽曳野市の城山病院の送迎用バスが運行されております。相談を受けた方は高齢者で、バスの乗り継ぎや費用面、また一回で目的地まで行けるので時間的にも早く行けるとのこと。高齢者の多い本村にも近隣師からの病院の患者送迎用バスを運行してもらえないものか、お伺いをいたします。

以上の2点、的確な御答弁をよろしくお願いをいたします。

○井上議長 質問事項1番目の答弁者、西川理事。

○西川理事 村道等の維持管理について答弁申し上げます。

村が管理する村道は154路線、管理延長約57キロメートルとなっています。また、村道施設として橋梁28橋、トンネル1カ所を村が管理しています。

まず、村道の舗装についてですが、経年劣化によるひび割れ、わだち掘れ、段差などが村内の多くの場所で発生しております。これらを計画的に補修していくために、舗装の劣化状況の調査結果と路線の重要度を評価し、区間別優先順位をつける補修計画を今年度策定します村道整備計画の中で検討しているところです。この舗装補修計画をもとに、平成28年度から5年間を重点期間として、補修工事を進めていきたいと考えております。

また、小吹台地区内の舗装、補修工事につきましては、平成23年度から平成32年度までの計画で、老朽化したガス管の敷設がえ工事にあわせ舗装、補修を行うものであり、大阪ガスから舗装工事に必要な工事費の6割を負担金として徴収し、工事を行っております。

橋梁修繕工事につきましては、平成24年度に作成しました橋梁長寿命化修繕計画に基づき、予防的な修繕を行うことで橋梁の延命化を促し、将来的なメンテナンス費用を抑えるよう計画的に工事を進めています。平成28年度は、水分東阪線の桐山時田橋と水分延命寺線の出合橋の修繕工事を行う予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 今回答をいただきまして、優先順位の決め方というのは、舗装の劣化状況とかその調査結果、路線の重要度を評価して決定するというものでありますけれども、私

はそれだけでなく、一番事故があったことと言うわけなんですけども、児童の通学路であったり、また交通弱者である高齢者への配慮も非常に大切だと思っております。

実際に起こった事例ですけれども、体の小さい小学1年生の女の子でしたけれども、見るからにランドセルが歩いているような感じに見える子どもです。そのぐらい小さいお子さんでしたけれども、ちょうど私のところの家の前でも転倒してけがをされて、親御さんがすぐ飛んできて、何とかせえよということで私もお叱りを受けた経緯もあります。それも役場のほうへ行って、多少直していただいた経緯もあります。

また、去年の年末でしたけれども、宅配業者の方が私どもの家へ配達中に、ちょっと夜間年末で暗くなっていたんで、足元が見えにくかったと思いますけれども、配達中に転倒されて左手を大けがをされました。それで、私どものほうへ飛び込んで来られたもので、私がびっくりして、大丈夫ですかということも聞きました。段ボールの箱は潰れてたけど中は潰れてなかったんで、その方は急いでおられたから、帰ってちゃんとやりますということでしたけれども。今見ただけでも、私が議員をさせていただいてからでも、私の近くで2件起こっております。また、報告の入っていないこともありますので、何人けがされたら修理をしていただけるのか、それはわかりませんが、実際事故が起こっているというのは確かであります。それからまた、高齢者の方が手押し車を押しながらよく行かれるんですけど、やっぱりその段差でひっかかってぐらついている姿も見かけます。この方はまだけがはされておりません。

役所でありますので、計画的に舗装の補修工事、計画的にやっているというのは、これはもう当たり前ですけれども、計画だからこのとおりにやるということではちょっと困るんじゃないかと思えます。ただ机上で判断するのではなく、実際現地を見て、そこが通学路であったり、また高齢者が多いとか、いろいろ配慮していただいて、住民の意見も踏まえた維持管理が必要でないかと思えますけれども、これに対して御答弁をお願いします。

○井上議長 西川理事。

○西川理事 議員お示しのとおり、舗装補修計画や橋梁長寿命化計画だけをよりどころとするのではなく、緊急時の避難路や通学路はもとより、住民要望、地元の協力体制などを考慮して村道の維持修繕を進めていきたいと考えております。

以上です。

○井上議長 浅野議員。

○浅野議員 いろいろ難しいことが多いかと思えますけれども、公共弱者と言われますけれども、弱者にも配慮した計画をお願いしたいと思えます。

要望しておきます。

村道は、やはり住民の方が日常生活を行う上で必要不可欠な社会インフラでもあります。もう何年も前から言っているのに工事をしてくれないとかの意見は、本当にありがたいというふうに受けとめていただきまして、限られた予算の中で住民が求めている道路整備というのは、大変難しいかと思えますけれども、先ほども申しましたけれども、机上だけの判断ではなくて、やっぱり高齢者にも優しく、また通学路とか、特に私どもの前はオレンジビルの子がいつも40人ほど、7班に分かれて通っていきます。もう朝7時40分前後です、一番多いんですが。子どもたちは、やはりふざけ合ったりしながら通っていくこともあります。転倒してけがのないように、特にどこでけがをされても困るんですが、私どもの家の前だったらすぐ私とこの場合、飛んで来られます。そういうことで、きめ細かい道路等の維持管理をまずお願いしたいということで、これは要望しておきます。

以上です。

○井上議長 質問事項2番目の答弁者、西口健康福祉課参事。

○西口健康福祉課参事 患者送迎用バスの村への運行についてで御答弁申し上げます。

河南町への富田林病院の患者送迎用バスの乗り入れの件でございますが、病院関係者に確認いたしましたところ、病院送迎バスの車庫が役場近くにあること、また送迎ルートが河南町駅で方向転換するルートになっていることから、乗り入れが決まったとのことでございます。

御質問の本村への乗り入れでございますが、患者の乗車時間が河南町からのルートでは最大であり、これ以上乗車時間を延ばせないため、村では乗り入れをする場合は別ルートを新設する必要が生じることから、乗り入れは考えていないとのことでした。

また、城山病院の件でございますが、太子町は把握しておりませんので病院関係者に確認いたしましたところ、救急病院であり、太子町、羽曳野市、藤井寺市から救急搬送され、退院後に通院される方もおられるので、太子町内に乗り入れをしている。ただし、利用される方が少ないために、今後縮小を考えておられ、村への乗り入れは考えていないとのことでした。本村では、高齢化の進展とともに、病気を持つ方の割合も多くなっています。こうした中、高齢者の方の通院方法等については現在検討されている地域公共交通との連携を初め、今後どのようなことができるかを検討してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

○井上議長 質問をお受けします。

浅野議員。

○浅野議員 これは相手のあることなんで、もう要望にしておきます。

私も実際に、河南町、どこ走ってんかわかりませんでしたので、富田林病院も行きまし

た。それで、マイクロバスを運転されてるドライバーの方です。じっと時刻表を眺めながら見てたら、何かあったんですかということで、見られて、その運転手の方と話をしてみたら、河南町へは北大伴回りで午前、午後2回運行してると。千早へは、これ来ていただけたらどうなるんですかという問いに、大伴回りというのがあるんです。それを延長したら行けないこともないなということで、それは責任のないドライバーの方でしたけれども、実際要望があるということで、これから公共交通の実証運行もありますので、その辺も絡めまして、できるだけ利便性が図れたらいいかと思います。

富田林やったら富田林の予算と、羽曳野でした羽曳野の予算の中に入ってくると思いますんで、私どもが勝手にこうせえ、ああせえとはできないと思いますけれども、そういうことを踏まえて、今後の検討課題にさせていただきたいということで要望しておきます。

以上です。

○井上議長 第6番目の質問者、田中議員。

○田中議員 6番田中博治でございます。私は、議長通告に基づき、以下2点について質問をいたします。

まず1点目は、災害発生時における村の備蓄状況はについて、2点目は新庁舎建設及び今後の行政運営のあり方についてお伺いいたします。

1点目の質問は、災害発生時における村の備蓄状況はについて質問いたします。

今後発生が予想されている南海トラフ巨大地震や、大雨による土砂災害等の災害が発生した場合には、食料供給の減少が予想されるほか、一部の食料品が品薄状態や売り切れ状態になるおそれがあります。東日本大震災では、物流の混乱等により満足に食料を調達できたのが発生後3日目以降という地域があったり、また電気の復旧に1週間以上かかり、水道の復旧に10日以上時間を要した地域もあったようであります。また、地震等の大規模な災害が発生した場合、被害が拡大すれば、避難所の不足や避難所までの道路も寸断等により自宅での避難生活を余儀なくされる可能性も考えられます。こうした事態に備えるため、日ごろから最低でも3日分、できれば1週間分程度の家庭での食料品の備蓄に取り組むことが望ましいと言われております。

去る2月21日には、千早小吹台小学校にて小吹台地区自主防災協議会主催による防災訓練が実施されました。訓練前には、富田林消防本部千早赤阪分署署長による防災の大切さの訓示がありました。また、小吹台自治会長よりは自助、共助、公助の大切さの話がありました。そしてAEDの使い方や消火器の使い方、煙筒のくぐり抜け訓練がありました。当日は相当に寒かったのですが、200名近い住民の方が訓練を熱心に見聞しておられました。そして、帰りにはアルファ化米の試食品をいただきまして、ある主婦の方は、

どのようにしたら災害時においしくいただけるのか、今から自宅で訓練をしますと言われておりました。

そこで、災害時の備蓄用品について村の考えをお伺いいたします。明快なる御回答をお願いいたします。

2点目の質問は、新庁舎建設及び今後の行政運営のあり方についてを質問いたします。

さきの国勢調査の速報値を見ても、村の人口は大幅に減少しており、このまま放置すれば、村の機能も維持できなくなるのではないかと危惧しております。こうした中、現在村では、地方創生に伴う総合戦略や過疎地域自立促進計画を策定し、定住促進や交流人口の増加に向けた取り組みを行うため、さまざまな事業実施が計画されております。新聞やテレビでも本村が大きく取り上げられるなど、平成28年度は村として大きく動き出そうとしております。

また、新庁舎建設を初めビジターセンターの建設などのビッグプロジェクトも計画されております。村の財政調整基金は13億円積み上げられておりますけど、こうしたビッグプロジェクトを行えば、たちまちなくなってしまうことも危惧されることから、財政規律を維持しながら魅力ある事業を今後円滑に実施するに当たって、行政の各セクションをコントロールする必要があると考えます。こうした中、村として村民に負担をかけることなく、安定的な行財政運営を行うため、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。よろしく御答弁をお願いいたします。ありがとうございました。

○井上議長 質問事項、1番目の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 災害発生時における村の備蓄状況は、について御答弁申し上げます。

避難生活に必要な物資を確保するためには、自助、共助、公助の考え方に基づく役割分担が不可欠であり、避難所生活に必要な食料や飲料水などの物資につきましては、基本的には自助、共助の考え方に基づいて、みずから確保していただくこととなります。

村は、災害発生時に備えた補完的な備蓄用品の確保にとどめております。現在、防災計画に基づき、最大避難者数の1,600人分プラスアルファとして、観光客や帰宅困難者等为目标として食料や飲料水の備蓄を進めております。

現在の備蓄状況につきましては、役場の防災倉庫を初めくすのきホール、B&G海洋センター、旧千早小学校、小吹台連絡所、千早診療所の村内6カ所に飲料水で6,900リッター、アルファ化米1,361食、保存用パン408食、焼き菓子2,000食ほか粉ミルク、紙おむつ、生理用品を分散備蓄しており、定期的に物資の更新を行っているところでございます。

また、避難所生活が長期化した場合に備え、民間のサンプルザや市民生協、コメリ等々、食料品、日用品について災害時における物資の供給協力に関する協定を締結しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

ただいまお伺いたしますと、災害発生時における備蓄用品に努めていると回答されました。では、具体的にはどういったものをどこにどれだけ備蓄をされているのか、また地域防災計画の見直しと、土砂災害ハザードマップの作成の進捗状況について、お伺いたします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 備蓄につきましては、先ほど申し上げました、村内6カ所にそれぞれ飲料水6,900リッター、アルファ化米1,361食、保存用パン408食等を備蓄しております。

また、台風や地震等の大規模災害に備えた備蓄計画につきましては、最大被害想定 of 備蓄体制としまして、家庭での7日分の自助備蓄を初め、共助、公助、それぞれの立場での役割による分担備蓄が必要となっております。公助の立場では、村及び大阪府でそれぞれ要給食者の1食分を備蓄することとしており、十分な量の確保となっております。今後も、災害発生時における自助の備えとして、各家庭におきまして最低7日分の食料、飲料水及び生活備蓄品の備えとしていただけるよう、地区や自治防災組織などの防災訓練等、あらゆる機会を通じまして意識の醸成に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

聞くところによりますと、今言われました6カ所に飲料水を初めアルファ化米、保存用パンなどを聞きまして、少しは安心したところでございます。

ところで、現在備蓄している物資で必要十分な量を確保されているのかどうか、お伺いたします。

○井上議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 物資につきましては、現在大阪府また村でそれぞれ要給食の1食分の基本といたしておりますので、この村の備蓄だけで十分な確保とはなってございません。今後も災害発生時におけます自助の備えとしまして、各家庭におけます7日分の食料の確保等を広報または各防災組織等の訓練等を通じまして広報してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○井上議長 要望をお聞きします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

要望ですけど、私は考えましたものが、災害時における大切なものは、命を守る防災から生き延びる防災が大切であると私は思っております。地震等の被害が大きいほど、ライフラインの復旧もままなりません。ふだんは当たり前のように使っている水道がとまったらと考えることがあるのでしょうか。自助、共助、公助と口では言っても、災害時に避難所に行けば何でも食べられるとか、満腹になるほど公助で食べさせてくれると、間違った考えの方も多数見受け聞きます。やはり、自助で7日間ぐらいの備蓄をしていれば、何とかなるのではないのでしょうか。今お伺いいたしますと、かなりの備蓄と、今後も備蓄していくとのことですので、よろしく願いを申し上げます。

要望といたします。ありがとうございます。

○井上議長 質問事項、2番目の答弁者、吉田副村長。

○吉田副村長 田中議員から御質問のございました新庁舎建設及び今後の行政運営のあり方について御答弁を申し上げます。

本村の人口は国勢調査の速報値で637名減少しており、今後ますます人口減少が危惧されます。こうした中、定住人口や交流人口を増加させ、村を活性化するため教育環境の充実を初め、定住促進に向けた住環境の対策など、さまざまな施策を実施し、多くの方々に移り住んでいただけるよう、また村民の転出抑制が図れるような魅力ある取り組みが必要不可欠でございます。

財政調整基金につきましても、13億円まで積み立てることができましたが、議員お示しのように、今後新庁舎やビジターセンターの建設、総合戦略や過疎対策事業等を円滑に進めるためには、まだまだ厳しい財政状況であることは言うまでもありません。

こうした中、税収の確保はもとより、国や府の交付金制度などを積極的に活用し、一般財源の抑制に努め、少ない財源で大きな効果が発揮できるよう工夫した行政運営に努めてまいります。さらに、過疎対策や総合戦略に掲載した事業実施に当たっては、魅力ある村

づくりを行うため、庁内に設置している行政経営戦略会議やまち・ひと・しごと創生有識者会議等において、事業目的や効果、コストバランスなど、あらゆる角度から検証を行いながら事業の必要性を常に見直し、持続可能な村政運営の確保に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。

また、こうした事業を円滑に進めるに当たり、副村長の役割といたしまして、村長を補佐し、行財政運営のコントロールタワーとして職員の先頭に立つとともに、行政機能をチェックいただく村議会とのパイプ役となって、行政運営を行ってまいりたいと考えていますので、議員の先生方におかれましても、今後とも御支援、御協力賜りますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございます。

ここで、副村長じゃなくて課長さんにお聞きしますけど、答えは要りません。

きのう、私小吹台自治会会長さんから質問がありまして、今の村の人口は何ぼやと言われました。だから、それは毎月千早赤阪の発行されている最後の人数が書いておられますので、それを見てくださいと。それは、村が出してる最新の数ですと言ったら、そうかと。それはわしは見たと。そしたら、村が発行している資料と千早赤阪の人数が200人違ってると。俺が言ってるのは、2人だったらとか、まあ10人ぐらいだったら、その月、二月あったら変わるだろうと。でも200人どこかで違ってるということは、それはおかしいと。だから、僕はどこから200人と言われてるのか、私はわかりませんと。だからそれは一回、各課長さんをお願いをいたしますと言って、もし担当者だったら、それ一回帰って、きょうとかあしたじゃなくていずれでもいいですけど、200人というのが、本当なら大き過ぎると。総務課長、そう思わんですか、なあ。だから、そういうことですから、一回どの課でも調べてみてください。どこが発行を、例えば5,100人と5,300人になったか、5,300人が5,500人になったかわかりませんが、200人、間違いなくきのう会長さんが言われたんで、私はそれを回答しなくちゃいけないので、いずれ一回どなたか教えてください、お願いします。

これから、副村長、どうも済んません。

定住促進に向けた住環境の対策や庁舎建設等に伴うビッグプロジェクトに財政規律を維持しつつ、安定的な行政運営を行うための村の取り組み、姿勢を今お聞きいたしました。が、来年度の予定されている総合戦略関連の新規事業は、給付事業が中心であります。ま

た、こうした事業については国の地方創生関連の交付金の対象とはならず、過疎債や一般財源で賄うとのことであります。私は、村税収入の伸びが期待できない中で、安定的な財政運営を行うためには、自主財源の確保が何よりも重要であり、さきの12月議会においても質問をさせていただきましたが、村外の多くの方々から応援をいただけるよう、ふるさと納税を促進することが何よりも大切ではないかと考えております。

そこで、本年4月からふるさと納税に係る新たなシステムを構築して制度をスタートさせるとのことであります。ふるさと納税について、現在の取り組み状況や今後のスケジュール等についてわかる範囲で、言える範囲で結構でございますので、お伺いいたします。

○井上議長 吉田副村長。

○吉田副村長 田中議員から御質問伺いましたふるさと納税に係る新たなシステムへの取り組み状況についてでございますが、委託を行う専門業者につきましては、この間4者から提案を受け、最も寄附の増額が期待できる株式会社JTB西日本を選定いたしましたところでございます。返礼品につきましても、村内事業者は8者、友好提携をしている田辺市や楠木正成にゆかりのある神戸市などの村外事業者7者の協力を得て、魅力ある商品開発に取り組んでいるところでございます。今後も引き続き、順次こうした商品の拡大をしていければと考えております。

また、村外の多くの方々から応援いただけるよう、4月1日からふるさと納税ポータルサイトの最大手であるふるさとチョイスや、JTBの独自サイトにこうした内容を掲載し広くPRするとともに、インターネットでの申し込みやクレジット決済ができるよう準備を進めているところでございます。

また、4月中旬以降になろうかと思いますが、村の案内や返礼品を掲載したパンフレットも作成し、関東地方を中心に配布するなど、一人でも多くの方々から本村を応援いただけるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井上議長 質問をお受けします。

田中議員。

○田中議員 ありがとうございました。

ただいま質問をいたしましたふるさと納税については、副村長自身が現地へ出向いておられ、交渉されたりで奔走されているとは聞いております。

ところで、吉田副村長についてはこの4月1日をもって大阪府庁へお帰りになられると聞いております。本人の副村長もしかり、私たちもあつと言った2年間であったと思いま

す。この短い2年間だったとは思いますが、この2年間を振り返って、村長を初め各課職員の皆様、各議員の皆様に関わり、何か一言だけでも思い出を語っていただけたら幸いです。

では、お願いいたします。

○井上議長 吉田副村長。

○吉田副村長 私の副村長としてのこの2年間についてでございますが、過疎地域自立促進計画の策定、また新しい役場庁舎建設に向けた取り組み初め、地方創生に係る総合戦略、さらには新しい公共交通のあり方の検討など、本村が新しい一歩を踏み出すための重要な施策にかかわらせていただきました。これはもう、私の公務員人生の中で経験のできない、かけがえない大切な貴重な経験をさせていただいたと考えております。また、あっという間の2年間であり、今思いますと何ができたのかなあと。また、この村に本当にお役に立つことができたのかなあと思い返すこともしばしばでございます。このような微力な私が村長を補佐し、何とか副村長の職責を全うできましたのは、職員の皆様を初め、議員の先生方の協力のたまものと感謝いたしております。

この村は、今新しい村づくりに向け、大きく動き出しました。私は府に戻ることでありますが、村長は常々、我が国では例のない過疎からの脱却を図るため、一流の村づくりを目指すとされています。今後、さまざまな施策を通じ、この村に多くの人が集い、生活し、活気あふれる村となりますことを心から祈念しております。基礎自治体であります村と府との関係は、非常に重要でございます。府に戻りましても、この村でお世話になった縁を大切に、千早赤阪村を第二の故郷として村の発展に向け、側面からしっかりサポートしてまいりたいと考えております。

この2年間、村民の皆様を初め議員の先生方、職員には大変お世話になり、感謝の気持ちでいっぱいでございます。まことにありがとうございました。今後とも、機会あるごとにこの村に来させていただきたいと思っております。その際には、知らんと言わんと温かく迎えていただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。本当にこの2年間、どうもお世話になりありがとうございました。（拍手）

○井上議長 田中議員、要望をお受けします。

○田中議員 ありがとうございます。

要望させていただきます。

先ほども申し上げましたように、長いようで短い2年間であったと思っております。思い起こしますと、開発候補地の調査を初め防災意識の高揚や庁舎建設の早期基本設計などなど、

数え上げれば切りがありません。4月1日からは大阪府庁に戻られるわけですが、府庁で偉くなられても、職員の顔や名前は忘れられても、また議員も忘れてもよいと思います。しかし、大阪町村会の会長の松本村長を初め大阪府議会議長の井上議長の2人と、最後に大阪唯一の村、千早赤阪村を忘れずをお願いをし、府庁のどの場所からも温かい目でアドバイスを行っていただきたいと思っております。

これからも体には十分に気をつけていただきまして、府庁勤めに邁進していただきまして、要望いたします。どうもありがとうございました。2年間ありがとうございました。

これにて2件の質問を終わらせていただきます。

○井上議長 以上で本定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

ここで松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 ただいま皆さんのおかげで、28年度の予算を可決いただきました。

また、議会の最中ではございますが、加速化の資金のほうも政府で決定していただきまして、明るいニュースが参ったようなわけでございますが、これも2年間にわたり私を補佐していただきました吉田副村長のおかげと心から感謝いたしております。

私どもの村、やっぱりなかなか本日の一般質問にしても、もうちょっと元気出してやらないかんというふうな話が非常に多ございます。特に、私どもの村の発展をかなり阻害しておりました都市計画法の運用についても、吉田副村長の骨折りのおかげで、かなり年度がわりから緩和していただけるようなめどもつきましたので、私どもの村、これから少しずつ発展していけるかなど。いつも申しておりますとおり、27年度より28年度は少しはよくなるというふうに私も考えておりますし、ぜひ議員の皆さんの御協力をいただきながら、少しずつ村をよくしていただきたいというのが私の考えでございます。それとともに、いまいち、私が非常に気になりますのは、私どもの村の住民さんは特に、非常に、何かあるとすぐに守りにはいってまう。今の時代、守りに入ったら必ずマイナスとなります。御存じのとおり、シャープも鴻海に吸収されましたし、そういうことで、いわゆる守りに入ったところは全てしぼんでいくということでございますので、何しろきょうよりあしたは少しでも前へ行こうという気持ちで、我々職員ともども、精いっぱい村政運営に進んでいきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんの御協力をお願いしながら、ちょっとでもいい村づくりに精いっぱい努力いたしますことをお願いするとともに、我々もそのように進んでいきたいと思っております。

最後に、長い間にわたりまして村の発展に御協力いただきました吉田副村長に心から感謝をいたしまして、簡単ですが私の閉会の御挨拶といたします。どうもありがとうございます。またどうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○井上議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成28年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時29分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 井 上 昭 司

議 員 清 井 浩

議 員 田 中 博 治

